

芝山町第5次障がい者計画・
第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画・
第1次成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月

芝 山 町

はじめに

本町では、平成30年3月に「芝山町第4次障がい者計画」、令和3年3月には「芝山町第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的な推進に努めてまいりました。



近年、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化が進み、地域における障がい福祉ニーズは複雑化・複合化しています。この間、国においては、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、障がい福祉に係わる重要な法整備が行われてきました。

このたび、「芝山町第4次障がい者計画・第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画」が期間満了となることから、国の方針を踏まえながら、基本理念である「互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち」を継承し、本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、障がいのある人の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るため、「芝山町第5次障がい者計画・第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画・第1次成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定いたしました。

計画の推進にあたっては、障がいのある人やその家族等への相談支援の強化や障がいや障がいのある人への理解促進、親亡き後を見据えた支援等に取り組みながら、地域全体で支え合う体制を構築し、共生社会の実現を目指してまいります。

今後、障がい福祉施策のさらなる推進に向け、町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました芝山町障がい者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様、障がい者団体の皆様等に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

芝山町長 麻生 孝之

目次

I	計画の策定にあたって	1
1	新たな計画策定の背景	1
2	障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向	2
3	障害者基本計画（第5次）の概要	5
4	第7次障がい福祉計画等の策定に係る基本指針の概要	6
5	計画の位置づけ	7
6	計画の対象	8
7	計画の期間	9
8	計画の策定体制	10
II	本町の障がい者の現状及び課題	11
1	統計から見る障がい者の状況	11
2	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の状況	21
3	アンケート調査から見る現状及び課題	29
III	計画の基本的な考え方	44
1	基本理念	44
2	基本的な視点	45
3	施策体系	46
IV	第5次障がい者計画	47
1	保健・医療の充実	47
2	療育・保育・教育における支援体制の充実	49
3	地域生活支援の充実	52
4	多様な雇用と就労の促進	56
5	啓発の充実	58
6	生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり	60
V	第7次障がい福祉計画	63
1	第7次障がい福祉計画の基本指針	63
2	障害福祉サービスの利用状況と見込量	65
3	地域生活支援事業の利用量と確保方策	70
4	発達障がい等に対する支援	73
5	成果目標	74

VI	第3次障がい児福祉計画	80
1	第3次障がい児福祉計画の基本指針	80
2	障がい児支援サービスの利用状況と見込量	82
3	成果目標	84
VII	第1次成年後見制度利用促進基本計画	86
1	計画策定にあたって	86
2	成年後見制度の現状及び課題	89
3	成年後見制度利用促進のための取組	92
VIII	計画推進に向けて	95
1	計画の推進体制	95
2	計画の進行管理と評価	95
3	町民・障がい者・家族等による参画の推進	96
4	人材の確保・育成	96
5	行政職員の資質向上	96
6	財源の確保	96
	資料編	97
1	計画の策定経過	97
2	芝山町障がい者計画等策定委員会設置条例	98
3	芝山町障がい者計画等策定委員会委員名簿	100
4	主な相談機関の一覧	101

I 計画の策定にあたって

1 新たな計画策定の背景

本町では、平成30年3月に策定した「芝山町第4次障がい者計画（以下「第4次計画」という。）」において、障がいの有無や、年齢・状態等の違いに関わらず、芝山町のすべての町民が希望に満ちた暮らしを目指して、「互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち」を基本理念として掲げ、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進してきました。

また、令和3年3月には、障害者総合支援法に基づく「芝山町第6次障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「芝山町第2次障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス及び障がい児支援の円滑な実施に向けた取組を推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の制定等の大きな動きが見られました。

国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、令和4年3月に「第七次千葉県障害者計画」を策定し、障害者基本法と共通の「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念の下、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目標として掲げています。

こうした中、障がい者の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では「芝山町第4次障がい者計画・第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画」の計画期間がいずれも令和5年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がい者のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

2 障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向

第4次計画策定以降の障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向は次のとおりです。

(1) 障害者文化芸術推進法の施行

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）」が公布・施行されました。

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進などが規定されました。

(2) 障害者差別解消法の改正と施行

令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の改正において、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

(3) 医療的ケア児支援法の施行

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が公布され、同年9月に施行されました。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

(4) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」が公布・施行されました。

全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。

(5) 児童福祉法の改正

令和4年6月の「児童福祉法」の改正において、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

(6) 障害者総合支援法の改正

令和4年12月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の改正において、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

(7) 障害者雇用促進法の改正

令和4年12月の「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正において、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

(8) 難病法の改正

令和4年12月の「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）」の改正において、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

(9) 障害者基本計画(第5次)の策定

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

障害者基本計画（第5次）では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

■障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向（平成18年以降）

年	主な法制度等の動向	
平成18	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法の施行 ●教育基本法の改正 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	障害者基本計画（第2次）
平成19	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法の改正 ●障害者権利条約署名 	
平成20	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法の改正 	
平成23	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本法の一部を改正する法律の施行 	
平成24	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者虐待防止法の施行 	
平成25	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 	障害者基本計画（第3次）
平成26	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者権利条約の批准 ●精神保健福祉法の改正 ●障害児支援の在り方について報告書 	
平成27	<ul style="list-style-type: none"> ●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 	
平成28	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●障害者総合支援法・児童福祉法の改正 ●発達障害者支援法の改正 	
平成29	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について（厚労省通知） 	
平成30	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者文化芸術推進法の施行 	障害者基本計画（第4次）
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者活躍推進プランの公表 	
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法の改正 	
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法の改正と施行 ●医療的ケア児支援法の施行 	
令和4	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法・児童福祉法の改正 ●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ●障害者雇用促進法の改正 ●難病法の改正 	
令和5	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本計画（第5次）」の策定（令和5年度～令和9年度） 	

3 障害者基本計画（第5次）の概要

(1) 障害者基本計画（第5次）とは

- 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間

(2) 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

(3) 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

(4) 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

(5) 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(6) 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

4 第7次障がい福祉計画等の策定に係る基本指針の概要

(1) 基本指針について

- 基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）は、市町村及び都道府県が「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるにあたっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間

(2) 基本指針見直しの主な事項

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- その他（地方分権提案に対する対応）

(3) 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

5 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠等

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとして策定します。

「市町村障害者計画」は、障がい福祉施策を総合的に推進する基本計画です。「市町村障害福祉計画」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、「市町村障害児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保やその他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。

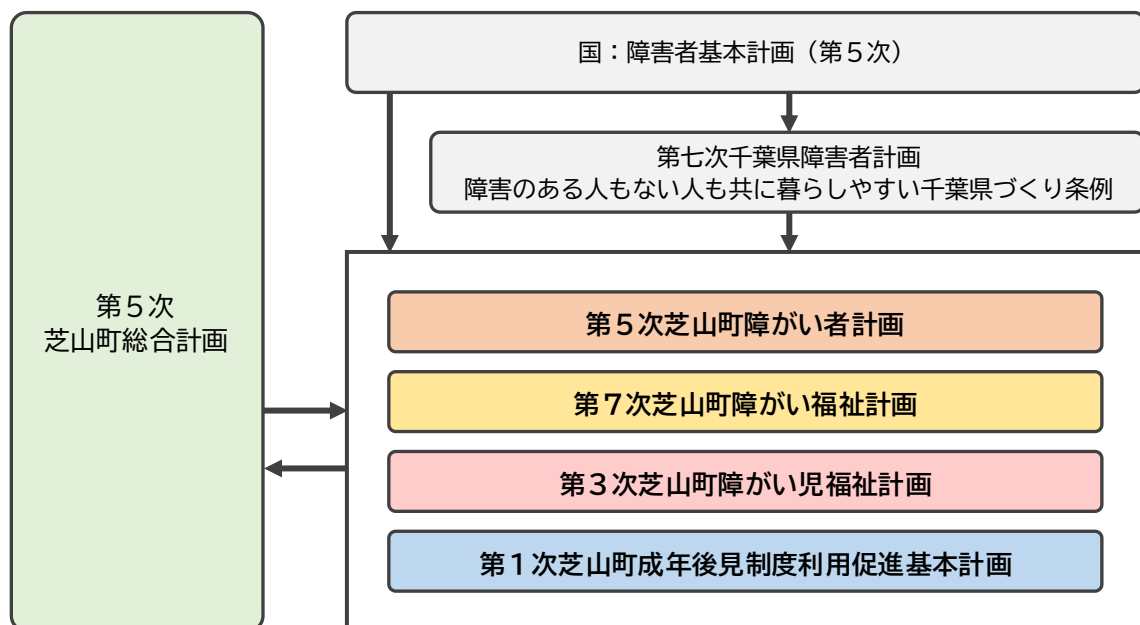
また、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(2) 他計画等との整合・連携

本計画は、「第5次芝山町総合計画」の「施策の大綱4 互いを尊重し支え合うまちづくり」の実現のために障がい福祉施策を具体化した位置付けにあります。そのため、他の福祉部門の計画や町が策定した各種計画等とも整合・連携を図るものとします。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、県の「第七次千葉県障害者計画」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等を踏まえ、芝山町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

■計画の位置づけ



6 計画の対象

本計画の対象となる障がい者・障がい児とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び次の関連法によるものとします。

また、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を対象とします。

なお、障がいのない人や町内の事業者等についても、障がいの理解促進や普及啓発、障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象となります。

■計画の対象

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち、18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者をいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○知的障害者福祉法 ※定義についての条項はない

（知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。（平成12年6月・厚生省「知的障害児（者）基礎調査」における定義）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○児童福祉法

第4条第2項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

7 計画の期間

第5次障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

また、第7次障がい福祉計画及び第3次障がい児福祉計画、第1次成年後見制度利用促進基本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、これらの計画は、社会状況の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4次障がい者計画 (平成30年度～令和5年度)			第5次障がい者計画 (令和6年度～令和11年度)					
	第6次障がい福祉計画・ 第2次障がい児福祉計画			第7次障がい福祉計画・ 第3次障がい児福祉計画			第8次障がい福祉計画・ 第4次障がい児福祉計画		
				第1次成年後見制度利用 促進基本計画			第2次成年後見制度利用 促進基本計画		

8 計画の策定体制

(1) 芝山町障がい者計画等策定委員会の設置

学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、行政関係者など、幅広い分野で構成し、本計画の策定に関して協議を行います。

(2) アンケート調査の実施

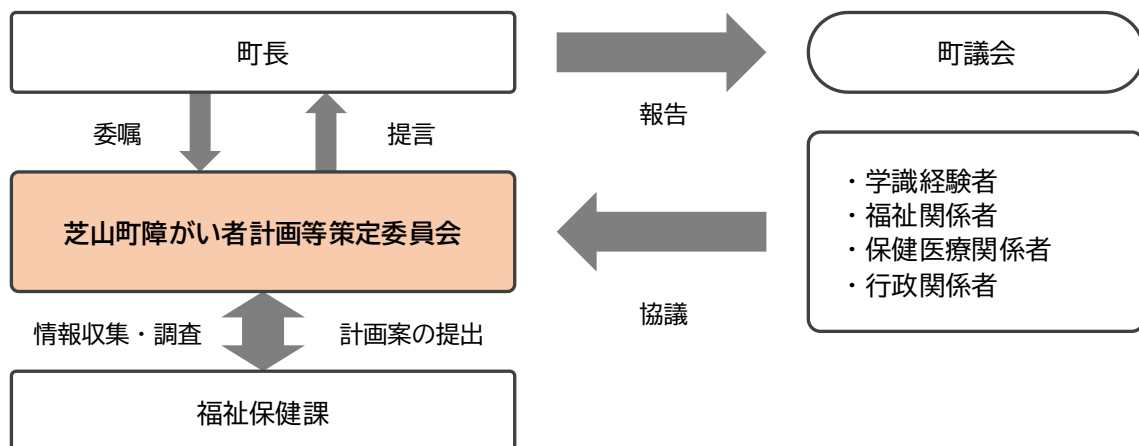
障がい者施策の指針となる芝山町第5次障がい者計画・第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がい者の現状や課題、意見や要望等を把握し、計画に反映することを目的として、町内在住の障害者手帳所持者・福祉サービス利用者、関係団体等に対してアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果の概要は29～43ページに掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見および情報を町民から募集します。令和6年1月に実施しています。

■計画の策定体制



II 本町の障がい者の現状及び課題

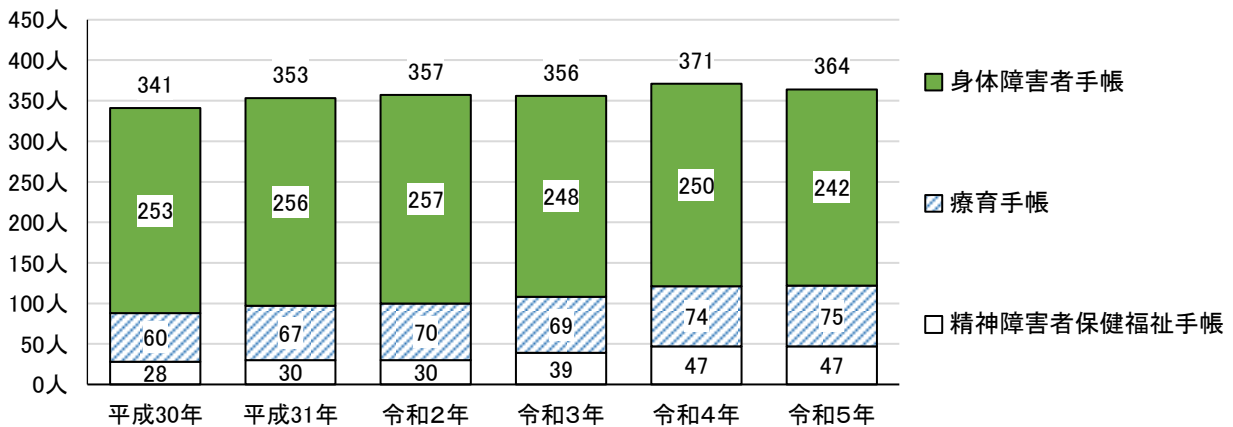
1 統計から見る障がい者の状況

(1) 各種手帳所持者数の状況

各種手帳所持者数の推移を見ると、令和5年3月31日現在で身体障害者手帳所持者が242人、療育手帳所持者が75人、精神障害者保健福祉手帳所持者が47人となっており、身体障害者手帳所持者が全体の66.5%を占めています。

平成30年と比較すると、身体障害者手帳所持者が11人減となっているのに対し、療育手帳所持者が15人増、精神障害者保健福祉手帳所持者が19人増となっています。

■各種手帳所持者数の推移



単位：人

手帳の種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	253	256	257	248	250	242
療育手帳	60	67	70	69	74	75
精神障害者保健福祉手帳	28	30	30	39	47	47
合計	341	353	357	356	371	364

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

(2) 身体障がい者の状況

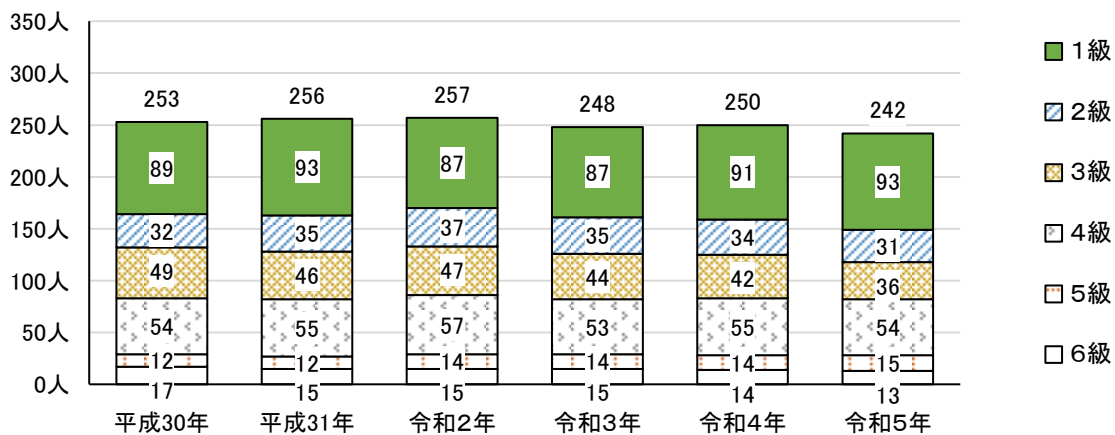
身体障害者手帳の等級は、1級から6級まであり、1級が最も重い等級です。

等級別で見ると、令和5年3月31日現在では、1級が93人で最も多く、以下、4級が54人、3級が36人などとなっています。

障がい別（13号）で見ると、令和5年3月31日現在では、肢体不自由が128人で最も多く、次いで、内部障がいが91人となっています。

また、年齢別（13号）で見ると、令和5年3月31日現在では、65歳以上が180人で最も多く、全体の74.4%を占めています。

■身体障害者手帳の交付状況（等級別）

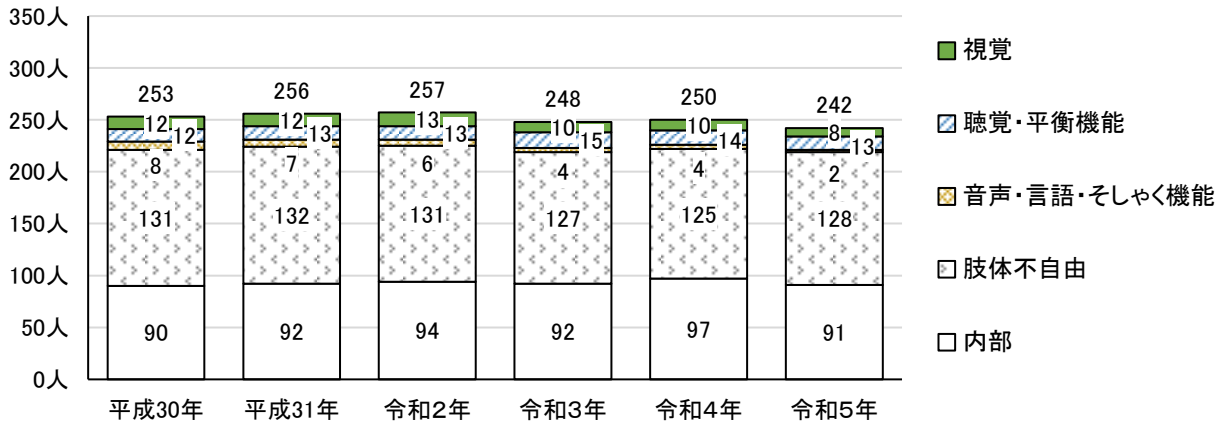


単位：人

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	89	93	87	87	91	93
2級	32	35	37	35	34	31
3級	49	46	47	44	42	36
4級	54	55	57	53	55	54
5級	12	12	14	14	14	15
6級	17	15	15	15	14	13
合計	253	256	257	248	250	242

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

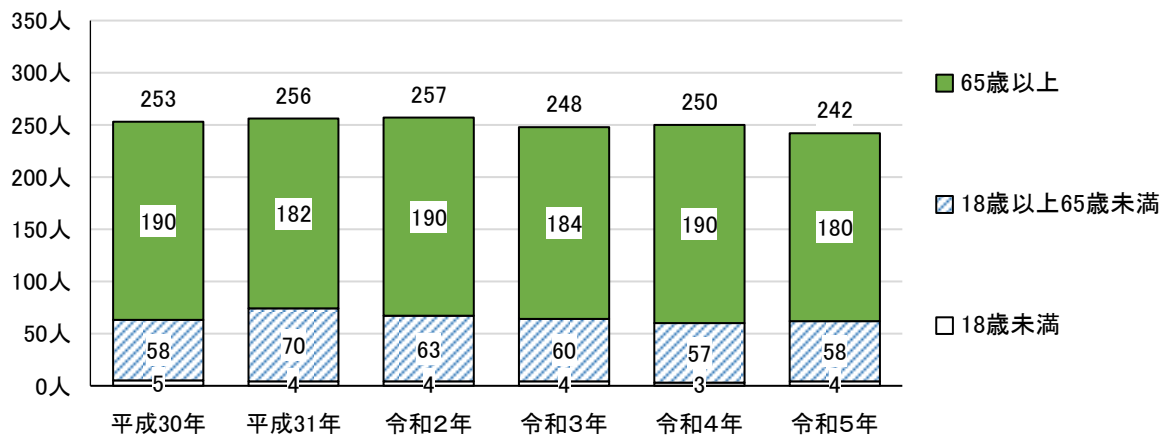


単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	12	12	13	10	10	8
聴覚・平衡機能	12	13	13	15	14	13
音声・言語・そしゃく機能	8	7	6	4	4	2
肢体不自由	131	132	131	127	125	128
内部	90	92	94	92	97	91
合計	253	256	257	248	250	242

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上	190	182	190	184	190	180
18歳以上65歳未満	58	70	63	60	57	58
18歳未満	5	4	4	4	3	4
合計	253	256	257	248	250	242

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

(3) 知的障がい者の状況

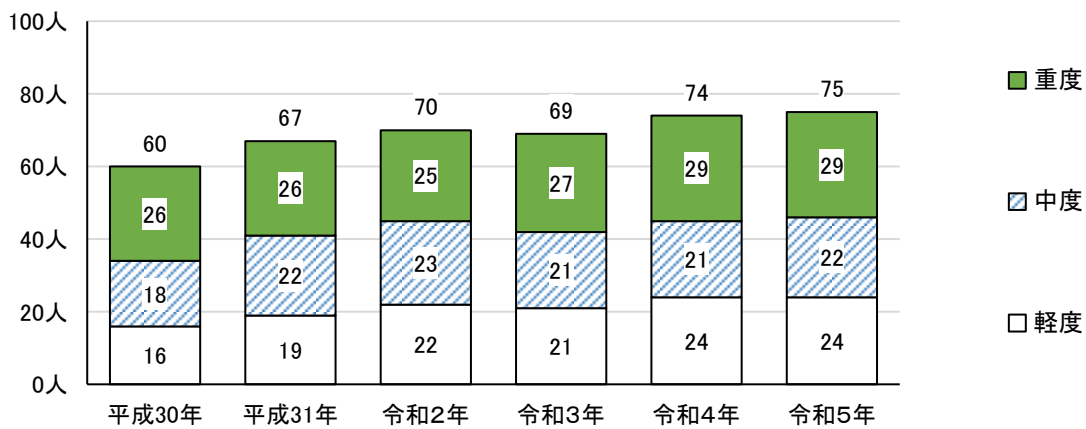
療育手帳の判定は、重度、中度、軽度があり、重度が最も重い判定です。

療育手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和5年3月31日現在では75人で、平成30年と比較すると15人増（約1.3倍）となっています。

判定別で見ると、令和5年3月31日現在では、重度が29人で最も多く、以下、軽度が24人、中度が22人となっています。

年齢別（15歳）で見ると、令和5年3月31日現在では、18歳以上が57人で全体の76.0%を占めており、18歳未満は18人で24.0%となっています。

■療育手帳所持者数の推移（判定別）

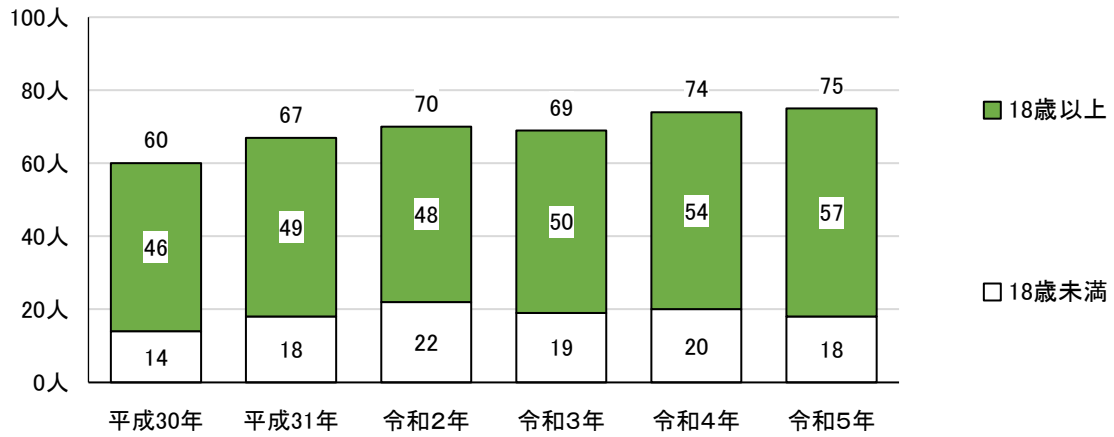


単位：人

判定	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度	26	26	25	27	29	29
中度	18	22	23	21	21	22
軽度	16	19	22	21	24	24
合計	60	64	70	69	74	75

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳以上	46	49	48	50	54	57
18歳未満	14	18	22	19	20	18
合計	60	67	70	69	74	75

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

(4) 精神障がいのある人の状況

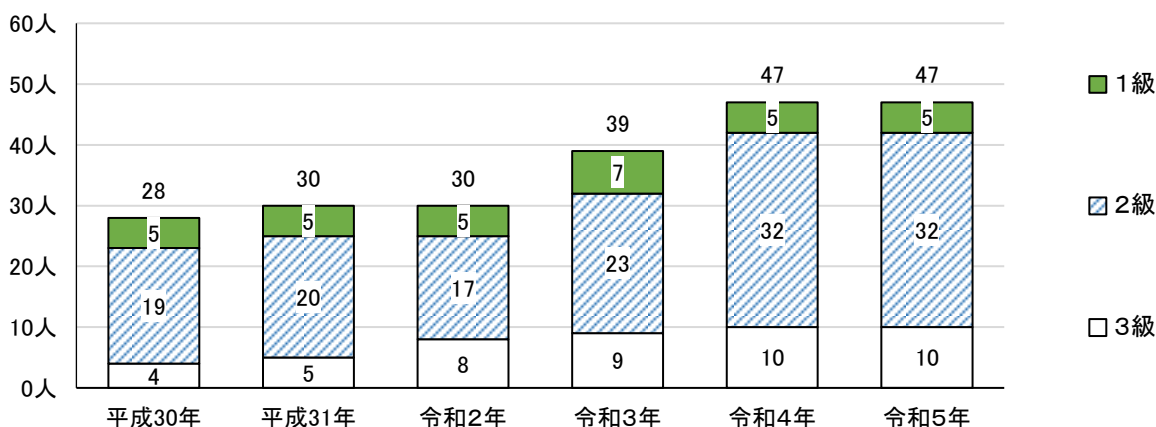
精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級まであり、1級が最も重い等級です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月31日現在では47人で、平成30年と比較すると19人増（約1.7倍）となっています。

等級別で見ると、令和5年3月31日現在では、2級が32人で68.1%を占めており、3級が10人で21.3%、1級が5人で10.6%となっています。また、平成30年度末と比較すると、3級が6人増（約2.5倍）、2級が13人増（約1.7倍）となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和3年以降80人台で推移しており、令和5年3月31日現在では82人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	5	5	5	7	5	5
2級	19	20	17	23	32	32
3級	4	5	8	9	10	10
合計	28	30	30	39	47	47

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	68	70	73	86	82	82

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年3月31日現在）

(5) 障害支援区分取得状況

障害支援区分は、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、数値が大きいほど必要とされる支援の度合いが高い状態になります。

障害支援区分取得状況を見ると、令和5年3月31日現在では、申請数及び受給者証交付数が72人、障害支援区分認定者数が55人となっています。

令和5年3月31日現在の障害支援区分認定者数の内訳を見ると、療育手帳が合計40人で最も多く、そのうち18～64歳が35人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）は合計11人、身体障害者手帳は合計4人となっており、いずれも18歳以上となっています。

■障害支援区分取得状況

単位：人

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
申請数		66	65	67	70	67	72
受給者証交付数	18歳未満	17	19	19	21	18	17
	18-64歳	44	40	42	42	44	47
	65歳以上	5	6	6	7	5	8
	合計	66	65	67	70	67	72
障害支援区分認定者数	区分1	2	1	1	0	0	0
	区分2	5	4	4	4	3	4
	区分3	3	3	5	7	11	14
	区分4	10	11	10	7	6	6
	区分5	10	9	9	8	8	7
	区分6	16	14	12	11	10	11
	区分なし	14	13	16	13	11	13
	合計	60	55	57	50	49	55

資料：福祉保健課（各年3月31日現在）

■障害支援区分認定者数の内訳

単位：人

区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
身体障害者手帳	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18-64歳	0	0	0	1	0	1	0	2
	65歳以上	0	0	0	0	1	1	0	2
	合計	0	0	0	1	1	2	0	4
療育手帳	18歳未満	0	0	0	0	0	0	2	2
	18-64歳	0	3	8	3	6	8	7	35
	65歳以上	0	0	0	2	0	1	0	3
	合計	0	3	8	5	6	9	9	40
精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18-64歳	0	1	4	0	0	0	3	8
	65歳以上	0	0	2	0	0	0	1	3
	合計	0	1	6	0	0	0	4	11

資料：福祉保健課（令和5年3月31日現在）

(6) 医療給付受給者数の状況

医療給付受給者数の推移を見ると、指定難病医療給付受給者数は、山武健康福祉センター（保健所）管内では1,500人前後、本町では60人前後で推移しています。

特定疾患医療給付受給者数は、山武健康福祉センター（保健所）管内では数名となっており、本町の受給者はいない状況です。

小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、山武健康福祉センター（保健所）管内では減少傾向で推移しており、本町では令和3年以降3人となっています。

■指定難病医療給付受給者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山武健康福祉センター管内の総数	1,439	1,431	1,442	1,536	1,485	1,513
芝山町の総数	63	53	57	52	53	61

資料：福祉保健課（各年3月31日現在）

■特定疾患医療給付受給者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山武健康福祉センター管内の総数	4	3	2	1	1	1
芝山町の総数	0	0	0	0	0	0

資料：福祉保健課（各年3月31日現在）

■小児慢性特定疾病医療給付受給者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山武健康福祉センター管内の総数	112	104	107	116	95	86
芝山町の総数	2	1	1	3	3	3

資料：福祉保健課（各年3月31日現在）

(7) 自立支援医療の受給者数

自立支援医療の申請状況を見ると、令和5年3月31日現在では、更生医療が15人、精神通院医療が82人となっています。

■自立支援医療の受給者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	7	9	7	8	16	15
育成医療	0	0	1	0	0	0
精神通院医療（再掲）	68	70	73	86	82	82

※精神通院医療は16頁にも記載

資料：福祉保健課（各年3月31日現在）

(8) 障害福祉サービス等に係る事業費

障害福祉サービス等に係る事業費の推移を見ると、自立支援給付費は、令和元年度以降年々増加しており、令和4年度は1億3,408万円となっています。また、児童通所給付費は、2,000万円前後で推移しており、令和4年度は1,994万円となっています。地域生活支援事業費は、年々減少していましたが、令和4年度に増加し543万円となっています。

■障害福祉サービス等に係る事業費の推移

単位：千円

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援給付費	122,530	109,896	117,410	120,444	125,796	134,087
児童通所給付費	24,628	19,242	24,569	23,803	19,842	19,945
地域生活支援事業費	7,646	6,237	5,875	5,653	5,309	5,430
合計	154,804	135,375	147,854	149,900	150,947	159,462

資料：福祉保健課

(9) 通園・通学の状況

①特別支援学級への通学状況

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和5年5月1日現在、小学校が17人（知的障がい児7人、発達障がい児10人、小学校児童全体に対する割合6.4%）、中学校が10人（知的障がい児が6人、発達障がい児が4人、中学校生徒全体に対する割合は6.3%）となっています。

■特別支援学級に通う児童・生徒数の推移

区分		単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校 (芝山小学校)	知的障がい児	人	19	20	17	13	9	7
		学級	3	3	3	2	2	1
	発達障がい児 (自閉・情緒障がい児)	人	22	19	12	10	10	10
		学級	3	3	2	2	2	2
	合計	人	41	39	29	23	19	17
		学級	6	6	5	4	4	3
小学校児童全体		人	315	318	284	273	273	265
障がいのある児童の割合		%	13.0	12.3	10.2	8.4	7.0	6.4
中学校 (芝山中学校)	知的障がい児	人	5	4	4	6	13	6
		学級	1	1	1	1	2	1
	発達障がい児 (自閉・情緒障がい児)	人	2	2	1	4	3	4
		学級	1	1	1	1	1	1
	合計	人	7	6	5	10	16	10
		学級	2	2	2	2	3	2
中学校生徒全体		人	175	163	159	161	164	160
障がいのある生徒の割合		%	4.0	3.7	3.1	6.2	9.8	6.3

資料：福祉保健課（各年5月1日現在）

②特別支援学校への通学状況

特別支援学校へ通う児童・生徒数は、令和5年5月1日現在、小学校が3人、中学校が2人、高等学校が9人となっています。

■特別支援学校に通う児童・生徒数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	2	3	3	3	4	3
中学校	7	6	2	1	1	2
高等学校	5	7	9	6	4	4
合計	14	16	14	10	9	9

資料：福祉保健課（各年5月1日現在）

③保育所の利用状況

本町の町立保育所3園では、集団生活になじめない等の特別な支援を要する児童も在籍しています。

■保育所に通う特別な支援を要する児童数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数	15	13	15	16	20	12

資料：福祉保健課（各年5月1日現在）

④放課後児童クラブの利用状況

本町の芝山小学童クラブでは、特別な支援を要する児童の受入れもしていますが、平成30年度以降は利用がありません。

■放課後児童クラブに通う特別な支援を要する児童数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数	0	0	0	0	0	0

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の状況

令和3年度から令和5年度における、各サービスの計画値と実績値は次のとおりです。
 なお、令和5年度は現時点での見込値となります。

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスの計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、居宅介護は計画値を上回る利用者数となっています。

訪問系サービス	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人/月	計画値	5	4	3
		実績値	4	5	5
		実績値/計画値	80.0%	125.0%	166.7%
	時間/月	計画値	120.0	100.0	80.0
		実績値	23.0	23.4	35.0
		実績値/計画値	19.1%	23.4%	43.8%
重度訪問介護	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%
	時間/月	計画値	20.0	20.0	20.0
		実績値	6.4	8.5	7.0
		実績値/計画値	32.1%	42.3%	35.0%
同行援護	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%
	時間/月	計画値	40.0	40.0	40.0
		実績値	0.7	1.7	9.0
		実績値/計画値	1.7%	4.2%	22.5%
行動援護	実人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実績値/計画値	-	-	-
	時間/月	計画値	0.0	0.0	0.0
		実績値	0.0	0.0	0.0
		実績値/計画値	-	-	-
重度障害者等包括支援	実人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実績値/計画値	-	-	-
	時間/月	計画値	0.0	0.0	0.0
		実績値	0.0	0.0	0.0
		実績値/計画値	-	-	-

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスの計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、生活介護と就労移行支援、就労継続支援（A型）は計画値を上回る利用者数となっています。

日中活動系サービス	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人/月	計画値	26	27	28
		実績値	26	28	29
		実績値/計画値	100.0%	103.7%	103.6%
	人日分/月	計画値	516.0	519.0	523.0
		実績値	428.0	478.3	522.0
		実績値/計画値	82.9%	92.1%	99.8%
自立訓練（機能訓練）	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
		実績値/計画値	0.0%	0.0%	100.0%
	人日分/月	計画値	23.0	23.0	23.0
		実績値	0.0	0.0	5.0
		実績値/計画値	0.0%	0.0%	21.7%
自立訓練（生活訓練）	実人/月	計画値	0	0	0
		実績値	1	0	1
		実績値/計画値	-	-	-
	人日分/月	計画値	0.0	0.0	0.0
		実績値	0.9	0.0	1.0
		実績値/計画値	-	-	-
就労移行支援	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	3
		実績値/計画値	100.0%	200.0%	300.0%
	人日分/月	計画値	23.0	23.0	23.0
		実績値	17.8	11.9	42.0
		実績値/計画値	77.2%	51.8%	182.6%
就労継続支援（A型）	実人/月	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	3
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	150.0%
	人日分/月	計画値	46.0	46.0	46.0
		実績値	20.3	33.3	33.0
		実績値/計画値	44.2%	72.3%	71.7%
就労継続支援（B型）	実人/月	計画値	12	13	15
		実績値	8	8	9
		実績値/計画値	66.7%	61.5%	60.0%
	人日分/月	計画値	262.0	292.0	326.0
		実績値	122.5	142.4	162.0
		実績値/計画値	46.8%	48.8%	49.7%
就労定着支援	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実績値/計画値	0.0%	100.0%	100.0%
療養介護	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	0	1
		実績値/計画値	100.0%	0.0%	100.0%

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

日中活動系サービス	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	実人／月	計画値	16	16	16
		実績値	9	6	7
		実績値/計画値	56.3%	37.5%	43.8%
	人日分／月	計画値	282.0	301.0	322.0
		実績値	47.8	34.9	63.0
		実績値/計画値	16.9%	11.6%	19.6%
短期入所（医療型）	実人／月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		実績値/計画値	0.0%	0.0%	0.0%
	人日分／月	計画値	10.0	10.0	10.0
		実績値	0.0	0.0	0.0
		実績値/計画値	0.0%	0.0%	0.0%

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

③居住系サービス

居住系サービスの計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、自立生活援助は1人の利用がありました。

居住系サービス	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	1
		実績値/計画値	-	-	-
共同生活援助 （グループホーム）	実人／月	計画値	11	13	14
		実績値	12	13	14
		実績値/計画値	109.1%	100.0%	100.0%
施設入所支援	実人／月	計画値	7	6	6
		実績値	6	6	6
		実績値/計画値	85.7%	100.0%	100.0%

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

④相談支援

相談支援の計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、計画相談支援は計画値を上回る利用者数となっています。

相談支援	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	支給決定 実人／月	計画値	45	45	46
		実績値	45	48	50
		実績値/計画値	100.0%	106.7%	108.7%
地域移行支援	実人／月	計画値	1	1	1
		実績値	1	0	1
		実績値/計画値	100.0%	0.0%	100.0%
地域定着支援	実人／月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実績値/計画値	0.0%	100.0%	100.0%

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

⑤障がい児支援サービス

障がい児支援サービスの計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、児童発達支援は計画値を上回る利用者数となっています。

サービス	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	支給決定 実人/月	計画値	17	18	19
		実績値	10	13	14
		実績値/計画値	58.8%	72.2%	73.7%
児童発達支援	実人/月	計画値	6	5	5
		実績値	6	6	7
		実績値/計画値	100.0%	120.0%	140.0%
	人日分/月	計画値	80.0	70.0	70.0
		実績値	20.0	31.6	35.0
		実績値/計画値	25.0%	45.1%	50.0%
放課後等デイサービス	実人/月	計画値	15	15	15
		実績値	9	8	8
		実績値/計画値	60.0%	53.3%	53.3%
	人日分/月	計画値	370.0	370.0	370.0
		実績値	136.6	123.4	120.0
		実績値/計画値	36.9%	33.4%	32.4%
保育所等訪問支援	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実績値/計画値	0.0%	100.0%	100.0%
	人日分/月	計画値	2.0	2.0	2.0
		実績値	0.0	1.0	1.0
		実績値/計画値	0.0%	50.0%	50.0%
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実績値/計画値	-	-	-
	人日分/月	計画値	0.0	0.0	0.0
		実績値	0.0	0.0	0.0
		実績値/計画値	-	-	-

※計画値がない項目は、実績値/計画値「-」としています。

⑥地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画値と実績値は次のとおりです。令和5年度の見込値を見ると、見込みどおり又は計画値未滿の利用状況となっています。

事業		単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
相談支援事業	か所	計画値		1	1	1
		実績値		1	1	1
意思疎通支援事業	人	計画値		2	2	2
		実績値		0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値		1	1	1
		実績値		0	0	0
	自立生活支援用具	計画値		1	1	1
		実績値		0	1	0
	在宅療養等支援用具	計画値		1	1	1
		実績値		1	2	1
情報・意思疎通支援用具	計画値		1	1	1	
	実績値		1	1	1	
排泄管理支援用具	件	計画値※		25	25	25
		実績値※		216	210	219
住宅改修	件	計画値		0	0	0
		実績値		0	0	0
移動支援事業	人	計画値		7	7	7
		実績値		1	1	1
	時間	計画値		123	123	123
		実績値		188	46	36
成年後見制度利用支援事業	人	計画値		1	1	1
		実績値		1	1	1
日中一時支援事業	人	計画値		19	23	28
		実績値		10	8	8
	回	計画値		210	258	319
		実績値		108	78	150

※計画値：申請件数、実績値：1か月分を1件と計上

(2) 成果目標の達成状況

第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画で定めた障がいのある人への地域生活への移行や一般就労への移行、障がい児支援の提供体制等に関する成果目標の達成状況については以下のとおりです。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	令和5年度 計画値	令和4年度末 実績値
福祉施設の入所者数	7人	7人
地域生活移行者数	1人	0人
地域生活への移行割合	14.2%	0%
施設入所者の削減数	0人	0人
施設入所者の削減割合	0人	0人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和5年度 計画値	令和4年度末 実績値
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	4人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人

名称	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
保健、医療の場及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画値	7回	7回	7回
	実績値	3回	6回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	計画値	7人	7人	7人
	実績値	3人	6人	7人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画値	119回	119回	119回
	実績値	34回	81回	110回

③地域生活支援拠点等の整備

区分	令和5年度 計画値	令和5年度 実績見込値
地域生活支援拠点の整備	山武圏域で1か所設置	令和6年度設置に向け 協議、検討中

④福祉施設から一般就労への移行等

区分	令和5年度 計画値	令和5年度 実績見込値
一般就労移行者数	1人	1人
就労移行支援事業の利用者数	0人	1人
就労継続支援（A型）の利用者数	1人	0人
就労継続支援（B型）の利用者数	0人	0人

⑤相談支援体制の充実・強化等

名称	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
総合的・専門的な相談支援の実施	計画値	実施なし	実施あり	実施あり
	実績値	実施あり	実施あり	実施あり
地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言	計画値	0件	1件	1件
	実績値	0件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	計画値	0件	1件	1件
	実績値	0件	9件	9件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	計画値	0回	1回	1回
	実績値	0回	9回	9回

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	令和5年度 計画値	令和5年度 実績値
障害福祉サービス等による各種研修の活用	実施あり	実施あり
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	実施あり	実施あり

II 本町の障がい者の現状及び課題

⑦障がい児支援の提供体制の整備等

区分	令和5年度 計画値	令和5年度 実績見込値
児童発達支援センターの設置数	1か所	山武圏域での設置に向けて協議、検討中
保育所等訪問支援の体制の構築	1か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	0か所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	7人

3 アンケート調査から見る現状及び課題

(1) 調査概要

①調査目的

本調査は、「芝山町第5次障がい者計画・芝山町第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方の現状や課題、意見や要望等を把握し、また、関係団体の課題及び今後の意向等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査対象

調査の種類	調査の対象	配布数
手帳所持者等	町内在住で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び福祉サービス利用者等	342件
関係団体等	町内障がい福祉関係団体及び町内障害福祉サービス事業所等	6団体

③調査方法

調査票は郵送により配布・回収を行いました（関係団体等については一部メールにて返信）。

④調査期間

手帳所持者等：令和5年7月～8月

関係団体等：令和5年10月～11月

⑤回収結果

調査の種類	配布数	回収数	回収率
手帳所持者等	342件	138件	40.4%
関係団体等	6件	5件	83.3%

⑥調査結果概要の見方

回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超えます。

グラフでは、その設問に対して回答することのできる対象者数を「n」と表記し、その数を表しています。

なお、サンプル数にばらつきがあるため、コメントは全体に関する内容を中心に記載していません。

(2) 調査結果概要

①日ごろの過ごし方などについて

近所づきあいについて、「道で会えばあいさつするくらい」が39.1%で最も多く、以下「親や他の家族が親しくしている」が31.9%、「日頃からよく行き来している」が22.5%、「ほとんどつきあいはない」が19.6%などとなっています。

障がいのある人が地域活動などに参加しやすくするために大切なことは、「参加しやすい行事や活動を増やす」が32.6%で最も多く、以下「会場までの移動・交通手段をよくする」が31.9%、「一緒に参加する仲間をつくる」が27.5%、「地域の人々が障がいについて理解を深める」が26.1%などとなっています。

■問 近所づきあいをどの程度していますか。(あてはまるものすべてに○)

←付き合が多い あいさつする 付き合が少ない→ 単位：%

	日頃からよく行き来している	頼みごとや相談をしている	道で会えばあいさつするくらい	親や他の家族が親しくしている	ほとんどつきあいはない	その他	無回答
全体(n=138)	22.5	10.1	39.1	31.9	19.6	3.6	2.2
身体障がい(n=97)	29.9	14.4	43.3	28.9	12.4	4.1	2.1
知的障がい(n=22)	0.0	0.0	31.8	36.4	40.9	4.5	0.0
精神障がい(n=8)	0.0	0.0	37.5	37.5	37.5	0.0	0.0

■問 障がいのある人が地域活動などに参加しやすくするために、どのようなことが大切だと思いますか。(3つまで○) 単位：%

	参加しやすい行事や活動を増やす	会場までの移動・交通手段をよくする	一緒に参加する仲間をつくる	地域の人々が障がいについて理解を深める	会場を障がいのある人が利用しやすくなるようにする	障がいのある人自身が参加しようという気持ちをもつ
全体(n=138)	32.6	31.9	27.5	26.1	24.6	18.1
身体障がい(n=97)	30.9	38.1	27.8	18.6	25.8	22.7
知的障がい(n=22)	59.1	22.7	27.3	59.1	31.8	9.1
精神障がい(n=8)	12.5	0.0	37.5	25.0	0.0	12.5

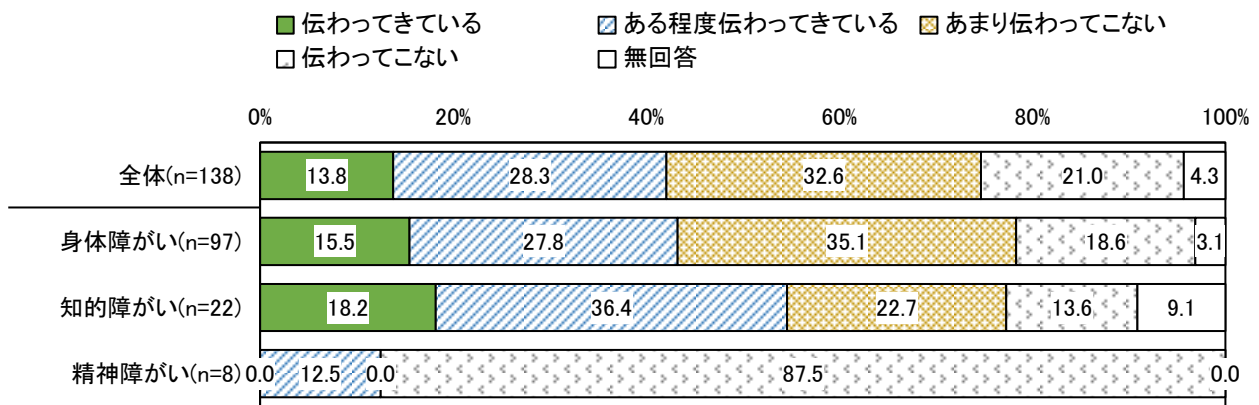
	行事や活動のことを知らせる	移動やコミュニケーションを支援してくれる人がいる	家族が参加をすすめる、一緒に参加する	特にない	無回答	その他
全体(n=138)	16.7	14.5	8.7	14.5	8.7	0.7
身体障がい(n=97)	19.6	14.4	5.2	14.4	7.2	0.0
知的障がい(n=22)	4.5	13.6	13.6	9.1	9.1	0.0
精神障がい(n=8)	12.5	25.0	12.5	12.5	0.0	12.5

②福祉に関する情報について

福祉のサービス等に関する情報について、「あまり伝わってこない」が32.6%で最も多く、以下「ある程度伝わってきている」が28.3%、「伝わってこない」が21.0%、「伝わってきている」が13.8%となっています。

必要な情報は、「サービスの情報」が37.7%で最も多く、以下「医療に関する情報」が26.1%、「相談できる場所の情報」が21.0%「福祉施設の通所や入所に関する情報」が19.6%などとなっています。

■問 福祉のサービス等に関する情報は、伝わってきていますか。(1つに○)



■問 あなたにとって必要な情報はどのようなものですか。(3つまで○)

単位：%

	サービスの情報	福祉施設の通所や入所に関する情報	医療に関する情報	福祉の法律や制度に関する情報	相談できる場所の情報	仕事に関する情報
全体(n=138)	37.7	19.6	26.1	18.8	21.0	7.2
身体障がい(n=97)	43.3	20.6	26.8	18.6	22.7	4.1
知的障がい(n=22)	31.8	31.8	36.4	18.2	13.6	9.1
精神障がい(n=8)	25.0	12.5	0.0	37.5	37.5	12.5

	スポーツや趣味の活動などの情報	障がい者団体などの情報	その他	特になし	無回答
全体(n=138)	6.5	5.1	2.9	21.0	8.0
身体障がい(n=97)	6.2	5.2	2.1	19.6	7.2
知的障がい(n=22)	9.1	0.0	0.0	22.7	4.5
精神障がい(n=8)	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0

③困りごとや心配ごとについて

現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「自分の身体・健康のこと」が52.9%で最も多く、以下「生活費・収入やお金の管理のこと」が26.1%、「介助者や家族のこと」が21.7%、「生活に関する相談・サービスのこと」が14.5%などとなっています。

心配ごとや悩みがある時の相談先は、「家族や親戚」が76.1%で最も多く、以下「医師・看護師」が25.4%、「友人・知人」が18.8%、「福祉施設・作業所の職員」が13.8%などとなっています。

■問 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	自分の身体・健康のこと	生活費・収入やお金の管理のこと	介助者や家族のこと	生活に関する相談・サービスのこと	住宅や生活の場所のこと	仕事・就職のこと	仲間や近所との付き合いのこと
全体(n=138)	52.9	26.1	21.7	14.5	13.8	8.7	7.2
身体障がい(n=97)	61.9	24.7	24.7	15.5	14.4	6.2	5.2
知的障がい(n=22)	18.2	27.3	13.6	4.5	4.5	18.2	9.1
精神障がい(n=8)	62.5	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5

	趣味などの活動のこと	学校や進路のこと	職場でのこと	その他	特にない	無回答
全体(n=138)	5.8	3.6	2.9	4.3	22.5	8.0
身体障がい(n=97)	6.2	1.0	1.0	4.1	22.7	5.2
知的障がい(n=22)	0.0	4.5	4.5	4.5	27.3	18.2
精神障がい(n=8)	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0

■問 あなたは、心配ごとや悩みがある時、だれに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	家族や親戚	医師・看護師	友人・知人	福祉施設・作業所の職員	役場	相談支援事業所	社会福祉協議会	職場の人
全体(n=138)	76.1	25.4	18.8	13.8	10.1	8.0	5.8	4.3
身体障がい(n=97)	79.4	32.0	22.7	7.2	11.3	3.1	7.2	2.1
知的障がい(n=22)	54.5	4.5	4.5	59.1	4.5	31.8	4.5	9.1
精神障がい(n=8)	62.5	37.5	12.5	0.0	25.0	12.5	0.0	12.5

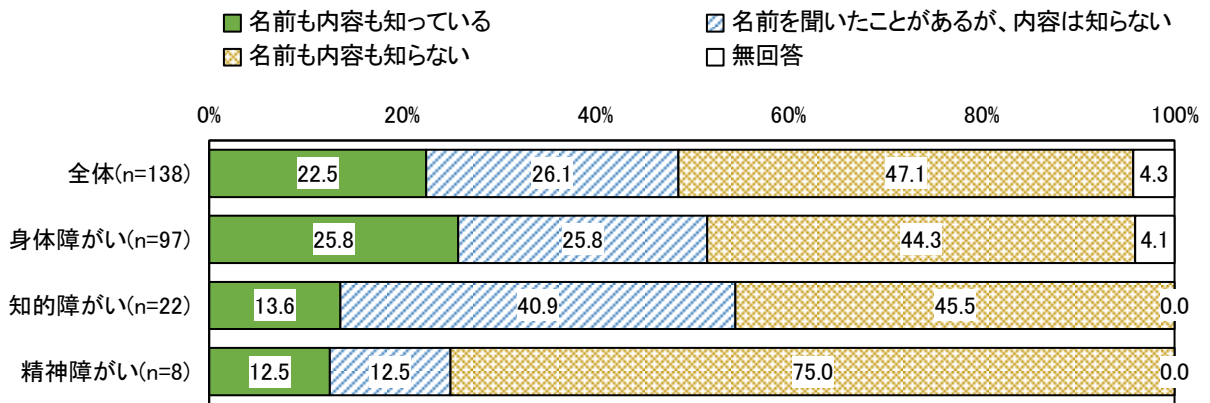
	身体障がい者・知的障がい者相談員	参加している団体・グループ	通園・通学先の先生	民生委員児童委員	その他	相談する人はいない	無回答
全体(n=138)	2.9	2.9	2.2	0.7	5.1	4.3	5.1
身体障がい(n=97)	3.1	3.1	0.0	1.0	5.2	5.2	3.1
知的障がい(n=22)	9.1	4.5	9.1	0.0	4.5	0.0	9.1
精神障がい(n=8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0

④権利擁護や差別解消について

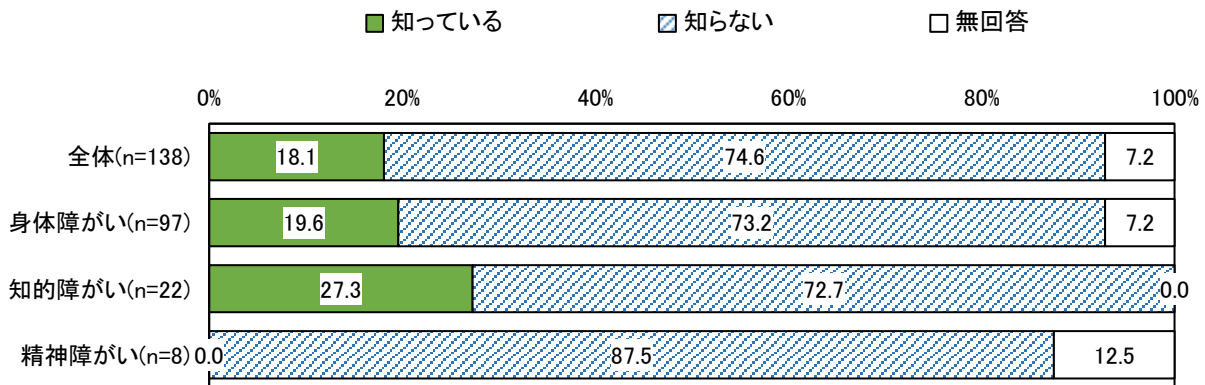
障害者差別解消法について、「名前も内容も知らない」が47.1%で最も多く、以下「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.1%、「名前も内容も知っている」が22.5%となっています。

民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務になることについては、「知らない」が74.6%で最も多く、次いで「知っている」が18.1%となっています。

■問 障害者差別解消法についてご存じですか。(1つに○)



■問 障害者差別解消法が改正され、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務になることについてご存じですか。(1つに○)

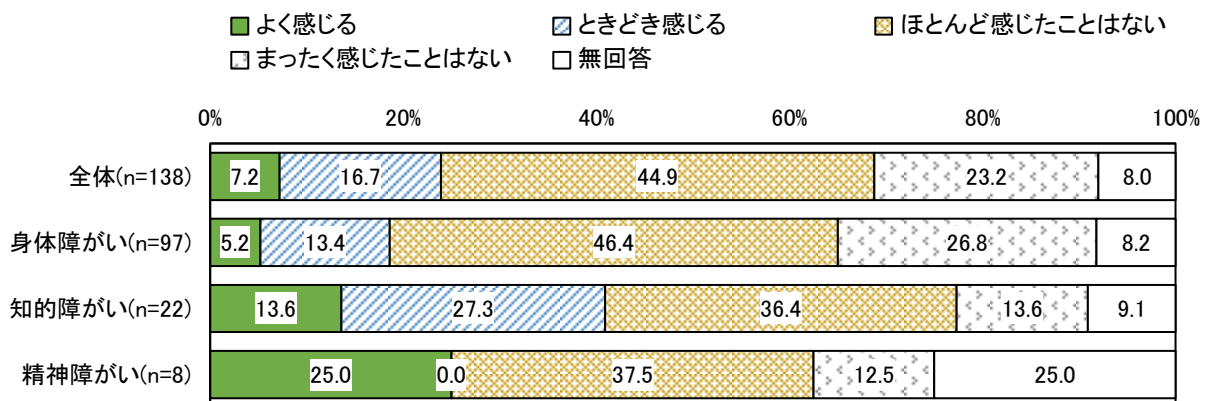


II 本町の障がい者の現状及び課題

障がいがあることで差別を感じることにについて、「ほとんど感じたことはない」が44.9%で最も多く、以下「まったく感じたことはない」が23.2%、「ときどき感じる」が16.7%、「よく感じる」が7.2%となっています。

差別を感じるがあると答えた方が、どのような場面で差別や偏見を感じるかについては、「外での人の視線」が51.5%で最も多く、以下「店などでの応対」が39.4%、「公共施設を利用する時」が30.3%、「交通機関を利用する時」が27.3%などとなっています。

■問 あなたは日頃、障がいがあることで差別を感じることはありますか。(1つに○)



■問 感じるがあると答えた方にうかがいます。具体的に、どのような場面で差別や偏見を感じましたか。(あてはまるものすべてに○) 単位：%

	外での人の視線	店などでの応対	公共施設を利用する時	交通機関を利用する時	仕事や収入	コミュニケーションや情報の収集
全体(n=33)	51.5	39.4	30.3	27.3	21.2	21.2
身体障がい(n=18)	38.9	27.8	44.4	38.9	27.8	27.8
知的障がい(n=9)	66.7	66.7	11.1	22.2	11.1	0.0
精神障がい(n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0

	学習活動、スポーツ・趣味の活動	学校など教育の場	近所づきあい	地区の行事・集まり	その他	無回答
全体(n=33)	21.2	15.2	15.2	6.1	12.1	6.1
身体障がい(n=18)	16.7	0.0	11.1	5.6	11.1	11.1
知的障がい(n=9)	33.3	33.3	22.2	11.1	11.1	0.0
精神障がい(n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

⑤通園・通学について

通園・通学していて、困っていることは、「通うのが大変である」が37.5%で最も多く、次いで「介助体制が十分でない」と「周囲の生徒たちの理解が得られない」が25.0%となっています。

通園・通学先に望むことは、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が75.0%で最も多く、次いで「個別支援の体制を充実してほしい」が37.5%となっています。

■問 就学（園）している方にうかがいます。通園・通学していて、困っていることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	通うのが大変である	トイレなどの設備が使いにくい	介助体制が十分でない	先生の理解・配慮が足りない	周囲の生徒たちの理解が得られない	友だちができない
全体(n=8)	37.5	12.5	25.0	12.5	25.0	0.0
身体障がい(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障がい(n=4)	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	普通学級に入れてもらえない	学童保育が利用できない	その他	特になし	無回答
全体(n=8)	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0
身体障がい(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
知的障がい(n=4)	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0

※精神障がいは該当者なし

■問 就学（園）している方のご家族の方にうかがいます。通園・通学先に望むことは、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい	先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい	保育や教育の施設、設備を充実してほしい	個別支援の体制を充実してほしい	通常の学級への受け入れを進めてほしい
全体(n=8)	25.0	75.0	25.0	37.5	0.0
身体障がい(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
知的障がい(n=4)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい	医療的なケアが受けられるようにしてほしい	その他	特に希望することはない	無回答
全体(n=8)	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0
身体障がい(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障がい(n=4)	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

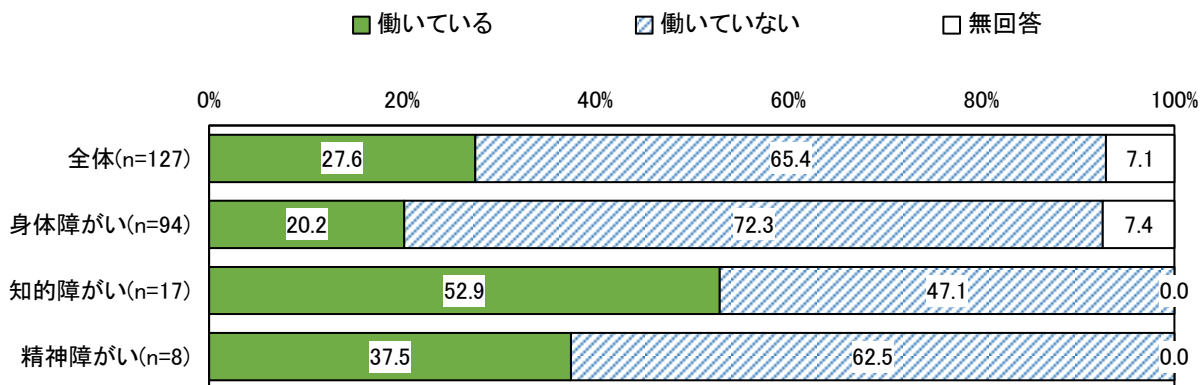
※精神障がいは該当者なし

⑥働くことについて

就労状況について、「働いていない」が65.4%で最も多く、次いで「働いている」が27.6%となっています。働いていない方の働いていない主な理由は、「歳をとっているから（高齢のため）」と「障がいや病気のため」が57.8%で最も多くなっています。

障がいのある人が働きやすくするために必要なことは、「職場の人が障がいについてよく理解する」が57.2%で最も多く、以下「体調にあわせて休みなどがとれるように配慮する」が38.4%、「障がいのある人が働きやすい施設、設備にする」が36.2%、「仕事に慣れるまで誰かが付き添うなど支援体制をつくる」が29.7%などとなっています。

■問 あなたは現在、働いていますか。（1つに○）



■問 働いていない方にうかがいます。働いていない主な理由は何ですか。（3つまで○） 単位：%

	歳をとっているから（高齢のため）	障がいや病気のため	仕事に対する不安が大きい	働くところがない	通うのが大変	施設などに入所している	家の用事をしていて、通学している	自分にあつた仕事がないから	働くための訓練をしている	その他	無回答
全体(n=83)	57.8	57.8	7.2	6.0	6.0	6.0	6.0	3.6	1.2	9.6	2.4
身体障がい(n=68)	66.2	55.9	7.4	5.9	5.9	2.9	5.9	1.5	0.0	4.4	2.9
知的障がい(n=8)	0.0	75.0	0.0	12.5	12.5	25.0	0.0	12.5	12.5	37.5	12.5
精神障がい(n=5)	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0

■問 年齢を問わず、全員にうかがいます。障がいのある人が働きやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで○） 単位：%

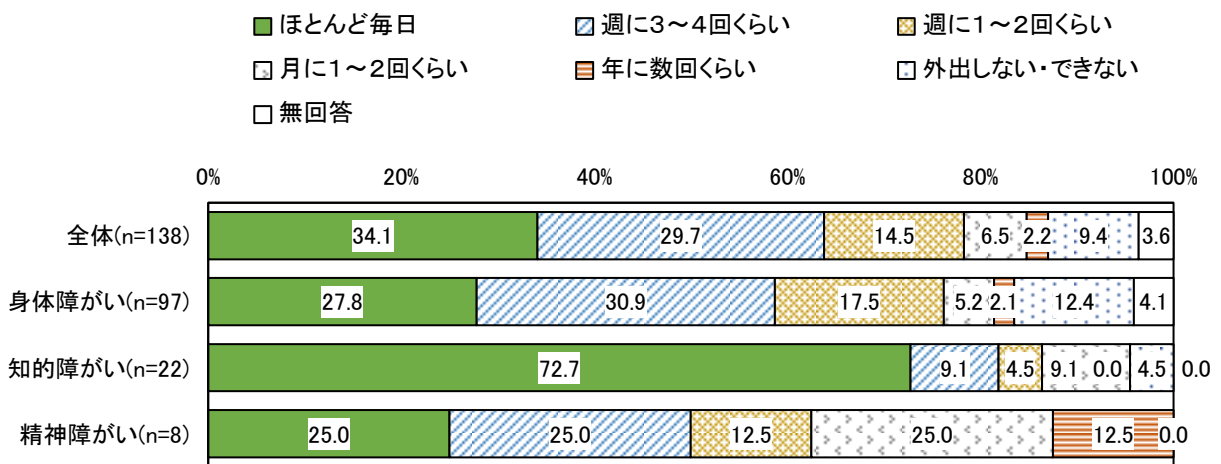
	職場の人が障がいについてよく理解する	体調にあわせて休みなどがとれるように配慮する	障がいのある人が働きやすい施設、設備にする	仕事に慣れるまで誰かが付き添うなど支援体制をつくる	仕事に関する情報を伝わりやすくする	その他	特にない	無回答
全体(n=138)	57.2	38.4	36.2	29.7	18.8	3.6	8.7	15.2
身体障がい(n=97)	57.7	40.2	36.1	26.8	21.6	4.1	8.2	15.5
知的障がい(n=22)	68.2	36.4	50.0	50.0	9.1	0.0	0.0	13.6
精神障がい(n=8)	50.0	50.0	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	0.0

⑦外出について

外出の回数は、「ほとんど毎日」が34.1%で最も多く、以下「週に3～4回くらい」が29.7%、「週に1～2回くらい」が14.5%、「月に1～2回くらい」が6.5%、「年に数回くらい」が2.2%となっています。一方、「外出しない・できない」は9.4%となっています。

外出時に困ることや心配なことは、「移動する手段がない」が18.1%で最も多く、以下「道路や建物の段差で移動しにくい」が17.4%、「障がい者用のトイレが少ない」が15.2%、「人との会話がむずかしい」と「費用がかかる」が14.5%などとなっています。一方、「特にない」は25.4%となっています。

■問 外出についてうかがいます。外出の回数はどれくらいですか。(デイサービス・学校・散歩・仕事も外出とします。)(1つに○)



■問 外出時に困ることや心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	移動する手段がない	道路や建物の段差で移動しにくい	障がい者用のトイレが少ない	人との会話がむずかしい	費用がかかる	車の通行が危ない	障がい者に配慮された設備が少ない	からだの調子が悪い、身体的につらい	障がい者用の駐車場が使いにくい
全体(n=138)	18.1	17.4	15.2	14.5	14.5	13.8	13.8	13.8	13.0
身体障がい(n=97)	14.4	20.6	14.4	9.3	14.4	11.3	12.4	16.5	13.4
知的障がい(n=22)	18.2	4.5	18.2	36.4	4.5	22.7	9.1	0.0	9.1
精神障がい(n=8)	25.0	0.0	0.0	37.5	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5

	電車やバスの乗り降りしにくい	人の見る目や言葉が気になる	付き添いや介助者がいない	交通機関や建物などの案内が少ない	いじめやからかわれるのがこわい	自転車や看板などで通りにくい	その他	特にない	無回答
全体(n=138)	10.9	10.1	8.0	4.3	2.9	2.2	5.8	25.4	10.9
身体障がい(n=97)	11.3	5.2	8.2	5.2	1.0	2.1	5.2	22.7	13.4
知的障がい(n=22)	9.1	13.6	9.1	0.0	0.0	0.0	13.6	31.8	0.0
精神障がい(n=8)	0.0	37.5	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0

⑧災害時の支援について

地震や台風などの大規模な災害がおきたときの対策として充実を望むことは、「水や食料品の配布・提供」が63.8%で最も多く、以下「事前の正確な情報提供」が54.3%、「避難中の医療や治療への対応」が44.9%、「障がい者でも気を遣うことがない避難環境」が42.8%などとなっています。

■問 地震や台風などの大規模な災害がおきたときの対策として、どのようなことの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○) 単位：%

	水や食料品の配布・提供	事前の正確な情報提供	避難中の医療や治療への対応	障がい者でも気を遣うことがない避難環境	衣類、日用品等の配布・提供	緊急時に通報できる装置の設置	安心して避難できる送迎や誘導	避難中の薬や衛生用品などの手配	支援金や給付金など	長期間利用できる施設等のすみやかな手配
全体(n=138)	63.8	54.3	44.9	42.8	35.5	34.8	34.8	34.8	34.8	31.2
身体障がい(n=97)	64.9	54.6	48.5	43.3	35.1	37.1	36.1	37.1	32.0	34.0
知的障がい(n=22)	59.1	50.0	36.4	54.5	40.9	27.3	40.9	31.8	40.9	31.8
精神障がい(n=8)	62.5	62.5	25.0	25.0	25.0	25.0	12.5	12.5	37.5	25.0

	感染防止に配慮した避難環境	災害後の相談支援体制	障がいについての理解促進	役場による安否確認が必要な人の事前把握	災害等に備えた避難訓練	補装具や日常生活用具の手配	転居等の準備金など	その他	無回答
全体(n=138)	25.4	23.2	23.2	19.6	15.2	13.0	12.3	2.9	4.3
身体障がい(n=97)	24.7	21.6	18.6	20.6	14.4	12.4	11.3	3.1	5.2
知的障がい(n=22)	27.3	36.4	45.5	18.2	22.7	18.2	9.1	4.5	0.0
精神障がい(n=8)	25.0	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0

⑨新型コロナウイルス感染症の影響で困っていること

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活で困ったこと・困っていることは、「感染した場合、感染が疑われる場合の相談先がわからない」が26.1%で最も多く、以下「障がい者が利用できる支援や給付の案内、申請手続きがわからない」が25.4%、「医療機関の対応状況を知りたい」が24.6%、「精神的に不安」が18.1%などとなっています。

■問 新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活で困ったこと・困っていることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

単位：%

	感染した場合、感染が疑われる場合の相談先がわからない	障がい者が利用できる支援や給付の案内、申請手続きがわからない	医療機関の対応状況を知りたい	精神的に不安	買物に行けない	友人などに会えない	障がい福祉サービスや施設の利用制限	収入の減少
全体(n=138)	26.1	25.4	24.6	18.1	13.8	13.8	11.6	11.6
身体障がい(n=97)	26.8	28.9	24.7	15.5	13.4	13.4	5.2	7.2
知的障がい(n=22)	18.2	9.1	13.6	13.6	22.7	18.2	40.9	4.5
精神障がい(n=8)	25.0	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0	25.0

	投薬や治療が受けられない	通院できない	マスクや消毒液が買えない	相談する相手がない	通学(園)できない	公共交通機関が利用できない	その他	無回答
全体(n=138)	10.9	8.0	7.2	5.1	4.3	3.6	5.1	30.4
身体障がい(n=97)	10.3	6.2	5.2	3.1	1.0	3.1	2.1	35.1
知的障がい(n=22)	9.1	13.6	13.6	9.1	18.2	0.0	13.6	18.2
精神障がい(n=8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	37.5

⑩障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

障がいのある人が暮らしやすいまちにするために特に必要なことは、「サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする」が49.3%で最も多く、以下「様々な相談ができる窓口をつくる」が47.8%、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスをよくする」が24.6%、「福祉に関する情報をもっと知らせる」と「災害や緊急時に避難を手伝う体制をつくる」が19.6%などとなっています。

■問 障がいのある人が暮らしやすいまちにするために、特にどのようなことが必要だとお考えですか。(5つまで○) 単位：%

	サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする	様々な相談ができる窓口をつくる	在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスをよくする	福祉に関する情報をもっと知らせる	災害や緊急時に避難を手伝う体制をつくる	リハビリ・生活訓練などができるところを増やす	障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいを増やす	障がいに対する理解を促すため、福祉教育や啓発活動をする	地域の人やボランティアが日常的に見守りや声かけをしてくれる	職業訓練や働く場所を増やす
全体(n=138)	49.3	47.8	24.6	19.6	19.6	17.4	15.2	14.5	13.8	12.3
身体障がい(n=97)	51.5	48.5	29.9	18.6	18.6	21.6	15.5	13.4	14.4	6.2
知的障がい(n=22)	40.9	50.0	18.2	18.2	31.8	9.1	22.7	27.3	18.2	27.3
精神障がい(n=8)	50.0	62.5	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	12.5	12.5	25.0

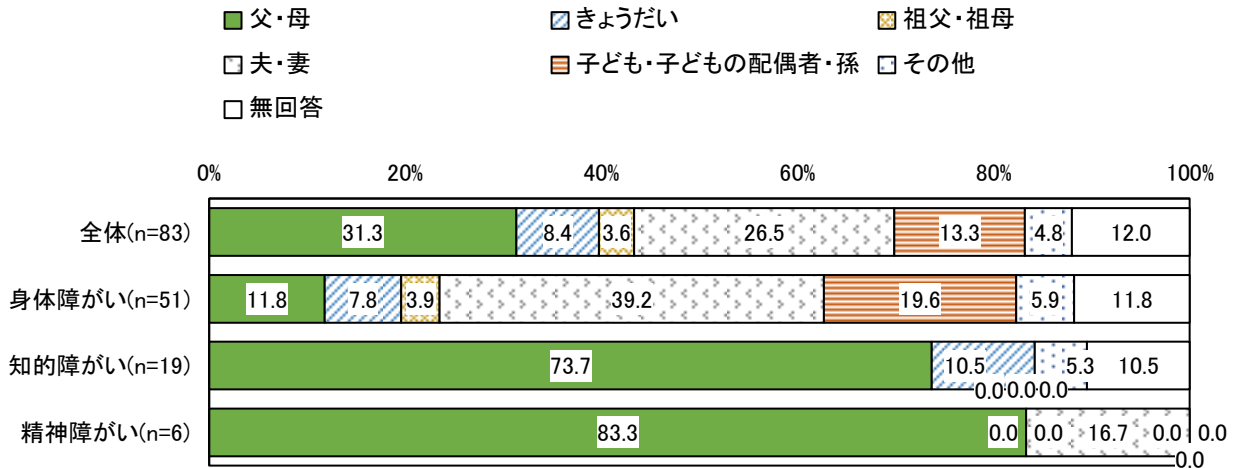
	道路・建物などを利用しやすくする	参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場を増やす	いろいろなボランティアの活動を支援する	差別解消や虐待防止、合理的配慮などの権利擁護を推進する	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場を増やす	保育所の受入れや、学校の受入れ体制をよくする	成年後見制度(金銭管理・施設等との契約)を充実する	その他	特にない	無回答
全体(n=138)	12.3	8.7	8.0	8.0	6.5	5.8	2.9	2.2	7.2	11.6
身体障がい(n=97)	12.4	7.2	8.2	6.2	7.2	4.1	1.0	2.1	5.2	13.4
知的障がい(n=22)	18.2	9.1	13.6	22.7	9.1	9.1	13.6	4.5	9.1	4.5
精神障がい(n=8)	0.0	12.5	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5

⑪介護者支援

主に介助や支援をしている方は、「父・母」が31.3%で最も多く、以下「夫・妻」が26.5%、「子ども・子どもの配偶者・孫」が13.3%、「きょうだい」が8.4%などとなっています。

介助や支援をしている方が困っていることや不安なことは、「自分の健康のこと」が51.8%で最も多く、以下「今後のこと・将来のこと」が49.4%、「外出ができない」が18.1%、「疲れがとれない、眠れない」が16.9%などとなっています。

■問 家族などから支援を受けていると答えた方にかがいます。主に介助や支援をしている方は、宛名の本人からみてどなたですか。(1つに○)



■問 家族などから支援を受けていると答えた方にかがいます。介助や支援をしている方が困っていることや不安なことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○) 単位：%

	自分の健康のこと	今後のこと・将来のこと	外出ができない	疲れがとれない、眠れない	仕事のこと	介助を手助けしてくれる人がいない
全体(n=83)	51.8	49.4	18.1	16.9	15.7	15.7
身体障がい(n=51)	51.0	41.2	25.5	19.6	7.8	19.6
知的障がい(n=19)	52.6	63.2	5.3	10.5	26.3	5.3
精神障がい(n=6)	50.0	66.7	16.7	16.7	16.7	33.3

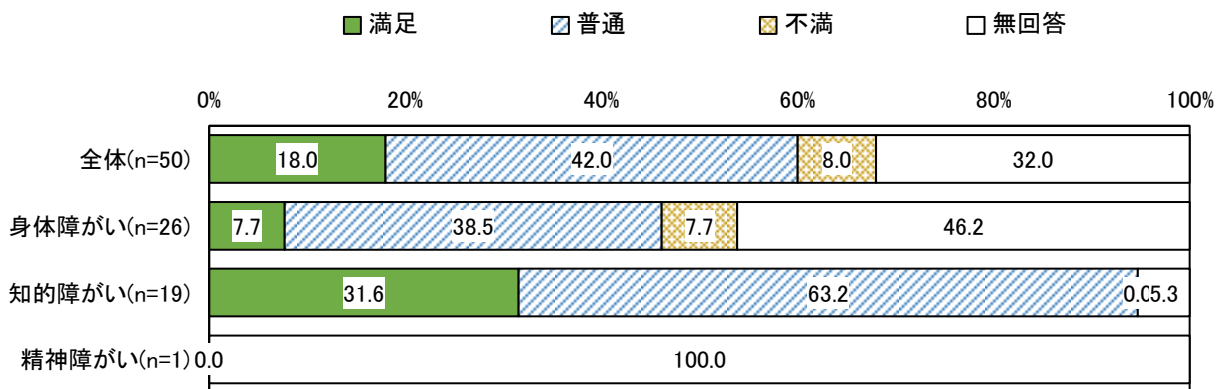
	自分の時間がない	家事や教育のこと	その他	特にない	わからない	無回答
全体(n=83)	14.5	12.0	4.8	7.2	3.6	10.8
身体障がい(n=51)	15.7	7.8	5.9	9.8	2.0	9.8
知的障がい(n=19)	5.3	15.8	0.0	5.3	5.3	10.5
精神障がい(n=6)	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0

⑫福祉サービス

現在利用しているサービスの満足度は、「普通」が42.0%で最も多く、以下「満足」が18.0%、「不満」が8.0%となっています。

サービスを利用するときに困ることは、「サービスのことがよくわからない」が8.0%で最も多く、以下「地域に事業所がない」が7.2%、「サービスの種類が少ない」が4.3%と「利用料金が低い」が4.3%などとなっています。一方、「特にない」は21.0%となっています。

■問 サービスのいずれかを現在利用している方にうかがいます。あなたは、現在利用しているサービスに満足していますか。(1つに○)



■問 サービスを利用するときに困ることはありますか。(あてはまるものすべてに○) 単位：%

	サービスのことがよくわからない	地域に事業所がない	サービスの種類が少ない	利用料金が低い	利用条件が合わない	手続きがしづらい
全体(n=138)	8.0	7.2	4.3	4.3	3.6	3.6
身体障がい(n=97)	6.2	1.0	3.1	4.1	5.2	4.1
知的障がい(n=22)	4.5	22.7	0.0	4.5	0.0	0.0
精神障がい(n=8)	25.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0

	サービスの量や回数が足りない	受けてくれる事業所が見つからない	事業所とうまく調整できない	その他	特にない	無回答
全体(n=138)	2.9	2.9	0.7	1.4	21.0	55.1
身体障がい(n=97)	2.1	2.1	1.0	0.0	17.5	63.9
知的障がい(n=22)	0.0	4.5	0.0	9.1	36.4	27.3
精神障がい(n=8)	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	62.5

⑬関係団体等の課題や要望等

■活動上の問題や課題

関係団体では、会員数の減少や新規会員が増えないこと、新型コロナウイルス感染症による交流機会の減少等が問題となっており、団体存続に向けての取組が課題となっています。

事業所では、利用者ニーズに合った事業が展開されている一方で、人材の確保が課題となっています。

■町に支援してほしいこと

関係団体からは、団体のPRや活動支援が求められています。

事業所からは、福祉に関心のある人との交流や研修の機会、近隣市町の事業所等との連携、サービス利用のための交通手段の整備等が挙げられています。

■今後連携を深めたい団体

支援体制の強化を図るために、町役場を始めとして、医療機関や相談支援事業所との連携が必要とされています。また、就労支援や地域貢献のために、ハローワークや民間企業、関係団体等との連携・交流が求められています。

■障がい福祉分野の環境改善の評価

最近3年くらいの間で、障がい福祉分野の環境は改善されてきたと感じるかという質問に対して、「生活環境」と「理解や権利擁護」、「障がい児支援」では、「どちらかといえば良くなってきた」との回答が多くなっています。

一方、「就労環境」と「社会参加や生きがいづくり」では、「あまり変わらない」との回答が多くなっており、より一層の充実が求められます。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、障がいの有無や、年齢・状態等の違いに関わらず、芝山町のすべての町民が、希望に満ちた暮らしを目指し、地域でともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが重要との考えから、町民皆が目指している障がい者施策の理念として、「互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち」を掲げ、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進してきました。

この理念は、障がいのあるなしに関わらず、誰もが互いに自立し、すべての町民が喜びや生活の充実を味わうとともに、連携と共生の考え方によって、支えあいのある地域社会を実現していくことを表しています。

この基本理念に基づき、町民の誰もが尊重され、安心して地域の中で自分らしくいきいきと暮らせる芝山町を目指します。

◇基本理念◇

互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち



2 基本的な視点

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために、次のような“各分野に共通する横断的視点”により障がい者施策を推進していくことが求められます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の基本的人権を尊重し、障がい者の意思決定を支援します。

(2) 共生社会の実現に向けた施策の推進

障がいのある、なしにかかわらず、だれもが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

(3) 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

(4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がいの特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障がいの特性等のさらなる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

(5) 複合的に困難な状況に置かれた障がい者への支援

女性や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

(6) 実効性のある施策の推進

PDC Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち	1 保健・医療の充実	健康的な生活習慣づくり
		医療との連携
	2 療育・保育・教育における支援体制の充実	乳幼児期の子どもの支援の充実
		就学前の子どもの支援の充実
		就学期の子どもの支援の充実
	3 地域生活支援の充実	相談支援体制の充実
		地域生活支援サービスの基盤整備
		社会参加・生きがいづくりの促進
		権利擁護の推進
	4 多様な雇用と就労の促進	適性に応じた就労と職場定着への支援
		障がい者雇用に関する企業等への理解の促進
	5 啓発の充実	地域共生社会の理解促進
		障がいへの正しい理解と差別の解消
	6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり	住居・交通・まちづくりに関するバリアフリーの推進
		情報に関するバリアフリーの推進
		災害時の支援体制の構築

IV 第5次障がい者計画

1 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病防止のための健康づくりの取組みを推進します。一人ひとりの状況に応じた適切な保健・医療サービスが提供されるよう保健医療の充実を図ります。

(1) 健康的な生活習慣づくり

【現状及び課題】

本町では、町民が健康づくりに主体的に取り組むことを目標に、平成30年3月に「しばやま元気プラン」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、自殺予防に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会や健康教室は中止や延期を余儀なくされましたが、個別の健康相談等により支援を継続してきました。

また、福祉センターでは、社会福祉協議会による気功・太極拳教室やリハビリ教室、健康体操講座、調理実習教室等が実施されており、町民の健康づくりの支援を行っています。

アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「自分の身体・健康のこと」が5割強を占めており、引き続き健康的な生活習慣づくりや相談窓口の周知・充実が求められます。

【施策の方向】

- 健康的な生活習慣づくりの必要性を周知することで、障がいの原因となる疾病予防を推進します。
- 各種健(検)診の受診率向上に努めます。
- 医療保険者との協働により、健診結果を活用した健康づくりに取り組みます。
- 心の健康についての相談窓口の周知や、講演会・ゲートキーパー養成研修等を開催し、知識の普及を目指します。

【事業等】

- 各種健康診査(検診) (福祉保健課 保健衛生係・町民税務課 国保年金係)
- 特定保健指導 (福祉保健課 保健衛生係・町民税務課 国保年金係)
- 健康教育・健康相談 (福祉保健課 保健衛生係)
- 健康づくり教室 (芝山町社会福祉協議会)

(2) 医療との連携

【現状及び課題】

障がいの早期発見や障がい者の健康維持、重症化の防止を図るため、地域における医療体制の整備が求められています。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者や精神通院医療の受給者数が増加していることや、国において精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が推進されていることから、メンタルヘルス対策への充実が求められています。

アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「自分の身体・健康のこと」と回答した方は、身体障がい者や精神障がい者において高い割合を占めており、高齢化に伴う障がいの重度化への対応やメンタルヘルス対策など、上記の課題解決に向けた施策の推進が重要です。

【施策の方向】

- 関係機関と連携を取りながら、障がいのある人が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関との連携強化に努めます。
- 引き続き医療費助成や各種手当の充実を図ります。
- 精神障がい者が地域での生活に移行しやすくなるよう、医療機関との情報交換に努めます。

【事業等】

- 重度心身障害者医療費助成事業（福祉保健課 福祉係）
- 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の助成（福祉保健課 福祉係・千葉県）

2 療育・保育・教育における支援体制の充実

子どもや子育てをめぐる環境は年々多様化しており、それに伴い子どもや家族のニーズも複雑になっています。また、子どもや家族を支援する機関も増えており、情報の共有や支援の方向性の統一等の課題に対応する必要があります。

(1) 乳幼児期の子どもの支援の充実

【現状及び課題】

乳幼児期の子どもの発育状態を確認し、発達の過程に応じた適切な支援を行うため、乳幼児健診や家庭訪問、健康相談等を実施しています。今後も各種健診や相談を通して、疾病や障がい等の早期発見、発達に心配のある子どもと保護者への早期支援に努めるとともに医療機関や専門相談機関との連携を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。
- 早期発見に向けて、乳幼児健診の受診機会を確保するため、保育所等と連携し、受診勧奨を行います。
- 乳幼児健診後、疾病や障がい疑われる乳幼児には、精密検査機関を紹介します。
- 発達に心配のある子どもと保護者に対しての相談・発達支援を継続して行います。

【事業等】

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○子育て世代包括支援センター事業 | (福祉保健課 保健衛生係) |
| ○1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診 | (福祉保健課 保健衛生係) |
| ○子育て相談・ことばの相談 | (福祉保健課 保健衛生係) |
| ○健診事後指導教室 | (福祉保健課 保健衛生係) |
| ○子ども家庭総合支援拠点 | (福祉保健課 子育て支援係) |

(2) 就学前の子どもの支援の充実

【現状及び課題】

保育所でも特別な支援を必要とする子どもは年々増加しています。また、児童発達支援事業所の利用を希望する子どもや保護者も増加しており、それぞれの子どものニーズに合った支援を提供するための体制づくりが必要です。

アンケート調査によると、通園・通学していて困っていることは、「通うのが大変である」、「介助体制が十分でない」「周囲の生徒たちの理解が得られない」が比較的多くなっています。また、通園・通学先に望むこととして、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が7割半を占めています。そのため、通園・通学時の支援や障がいに対する理解促進を充実していくことが求められます。

【施策の方向】

- 支援が必要な子どもには、保育士の加配を行い、支援体制を整えます。
- 特別支援保育に関する相談支援や研修を通して、保育の質の向上に努めます。
- 山武圏域自立支援協議会の障害児部会を中心に、指定障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所の連携体制づくりに引き続き努めます。

【事業等】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○保育所巡回相談 | (福祉保健課 保健衛生係・保育所) |
| ○就学児健診 | (教育課 学校教育係) |
| ○就学相談 | (教育課 学校教育係) |
| ○基幹相談支援センター | (福祉保健課 福祉係) |
| ○障害児通所給付 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○山武圏域自立支援協議会 障害児部会 | (福祉保健課 福祉係) |

(3) 就学期の子どもの支援の充実

【現状及び課題】

特別な支援を要する児童生徒が増加しており、課題が多様化していることから、校内支援体制の充実と教員の専門性を高めていく必要があります。

アンケート調査によると、通園・通学して困っていることは、「通うのが大変である」、「介助体制が十分でない」「周囲の生徒たちの理解が得られない」が比較的多くなっています。また、通園・通学先に望むこととして、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が7割半を占めています。そのため、通学時の支援や障がいに対する理解促進を充実していくことが求められます。(50頁再掲)

【施策の方向】

- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、合理的配慮の提供に努めます。
- 職員に対する研修等を通して、学校内の支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対して充実したサービスを提供するため、関係機関との連携を通じて、サービスの質の向上に取り組みます。
- 卒業後に支援が途切れることが無いよう、体制づくりを強化します。

【事業等】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○教育相談・就学相談 | (教育課 学校教育係) |
| ○特別支援学校、特別支援学級、通級による指導 | (教育課 学校教育係) |
| ○特別支援教育支援員の配置 | (教育課 学校教育係) |
| ○特別支援学級サポート事業 | (教育課 学校教育係) |
| ○特別支援教育相談充実事業 | (教育課 学校教育係) |
| ○特別支援教育アドバイザー・巡回相談員による相談 | (教育課 学校教育係) |
| ○障害児通所給付 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○日中一時支援事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○特別支援学校進路相談会 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○就労アセスメント | (福祉保健課 福祉係) |
| ○山武圏域自立支援協議会 障害児部会・相談支援部会 | (福祉保健課 福祉係) |

3 地域生活支援の充実

障がいのある人や子どもが生活に必要なサービスを使いながら、地域社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるような基盤を整備します。

(1) 相談支援体制の充実

【現状及び課題】

障がいのある人やその家族は多様なニーズを抱えています。このため、的確な相談支援の実施には熟練したアセスメント力に加え、他機関とのネットワークが必要です。また、相談窓口を分かりやすくするとともに、必要な情報を得やすくすることも必要です。

相談支援体制の充実のため、山武郡内の3市3町では令和4年4月に障がい者基幹相談支援センターを共同設置し、運営を開始しました。

アンケート調査によると、心配ごとや悩みがある時の相談先として、「家族や親戚」が8割弱を占めています。そのため、障がいのある人の家族や親戚に対しても相談窓口の周知や相談できる環境を充実する必要があります。「相談する人はいない」との回答は4.3%ですが、複合化・複雑化している福祉課題に対し、相談することができない人や相談に至らない人を支援につなぐための体制強化も重要です。

【施策の方向】

○障がいのある人やその家族が相談できる窓口について周知するとともに、関係機関との連携を強化します。

○質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成のため、山武圏域自立支援協議会や基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等と連携し、研修の企画・運営を行います。

【事業等】

- | | |
|--------------|--------------|
| ○相談支援事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○基幹相談支援センター | (福祉保健課 福祉係) |
| ○山武圏域自立支援協議会 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○ふくし相談・法律相談 | (芝山町社会福祉協議会) |

(2) 地域生活支援サービスの基盤整備

【現状及び課題】

山武圏域内や芝山町周辺の市町には、日中活動の場・住まいの場とも指定事業所が増え、定員も増加しており、利用者が様々な選択肢の中からサービスを選ぶことができる状況にあります。しかしながら、居宅介護事業所や重度訪問介護事業所など在宅生活を支える事業所は十分とは言えない状況です。

また、サービスを利用しながら生活する方の中には、高齢化等により介護保険サービスへ移行が必要となる場合もあり、各関係機関との連携が重要です。

アンケート調査によると、障がいのある人が暮らしやすいまちにするために特に必要なことは、「サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする」が5割を占め、以下「様々な相談ができる窓口をつくる」が5割弱、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスをよくする」が2割半などとなっています。また、サービスを利用する時に困ることは、「特にない」との回答が最も多いものの、「サービスのことがよくわからない」が1割弱となっており、サービス提供体制の充実やサービス内容の周知が求められます。

【施策の方向】

- 山武圏域において、令和6年度より地域生活支援拠点を設置し、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後等の様々なニーズに応じることができるよう、連携体制の基盤を整備します。
- 山武圏域自立支援協議会を通じて、圏域全体のサービスの質の向上に引き続き取り組みます。

【事業等】

- 介護給付／訓練等給付／障害児等通所給付／地域生活支援事業（福祉保健課 福祉係）
- 山武圏域自立支援協議会（福祉保健課 福祉係）
- 障害福祉サービスに係る苦情相談窓口（各事業所・福祉保健課 福祉係）
- 福祉作業所の運営（福祉保健課 福祉係・芝山町社会福祉協議会）
- 地域生活支援拠点等の整備（福祉保健課 福祉係）

(3) 社会参加・生きがいづくりの促進

【現状及び課題】

本町では、障がいのある人もない人も、お互いが支え合いながら、地域で交流できるまちづくりを目指しています。

外出に支援を要する方に対する移動支援事業、移動に自動車が必要な方に対する運転免許取得費や改造費の助成事業等を行っています。また、令和4年度より、在宅で生活する重度障がいをお持ちの方に対し、自動車燃料費を助成する事業を開始しました。

アンケート調査によると、半数以上が何らかの近所づきあいをしているものの、約2割が「ほとんどつきあいが無い」と回答しています。また、地域活動などに参加しやすくするために大切なこととして、「参加しやすい行事や活動を増やす」「会場までの移動交通手段をよくする」がともに3割強で上位となっており、地域活動や交通手段の充実が求められます。

関係団体等へのアンケート調査においては、障がい福祉分野の環境改善の評価として、「社会参加や生きがいづくり」は「あまり変わらない」との回答が多くなっており、更なる改善が求められます。

【施策の方向】

- 各種サービスや助成等により、外出の促進を図ります。
- 障がいのある人が希望に応じたスポーツや文化活動に参加することで自己実現や生きがいづくりにつながるよう、参加しやすい環境づくりに努めます。

【事業等】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○移動支援事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○自動車運転免許取得費・改造費助成事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○自動車燃料費助成事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○福祉タクシー事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○障がい者団体等の活動支援 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○身体障がい者ミニ・デイサービス事業 | (芝山町社会福祉協議会) |

(4) 権利擁護の推進

【現状及び課題】

障がい等によって判断能力が不十分な状態で発生する様々な課題や権利侵害を未然に防ぐことが重要です。今後も障がいの重度化・高齢化に伴い、支援を要する人が増加していくことが見込まれます。

町では、24時間体制で障がい者の虐待について相談を受け付ける障害者虐待防止センターの運営や成年後見制度の利用支援、差別解消に向けた取組みを実施してきましたが、各制度の周知については十分とは言えない状況です。

アンケート調査によると、障害者差別解消法について、「名前も内容も知らない」が5割弱を占めており、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務になることについても、「知らない」が7割半を占めています。一般の町民においても同様又はより低い認知度であることが想定されることから、権利擁護の推進に向けた周知・啓発や支援体制の充実が求められます。

【施策の方向】

- 障がい者虐待の予防、早期発見及び支援を行うため、障害者虐待防止センターの運営を継続します。
- 山武圏域自立支援協議会を通じて、障害福祉サービス事業所に対し、虐待防止に係る研修等を行います。
- 成年後見制度の周知と利用促進を目的に、成年後見制度利用促進計画を策定し、中核機関の設置を目指します。

【事業等】

- 障害者虐待防止センター (福祉保健課 福祉係・基幹相談支援センター)
- 成年後見制度利用支援事業 (福祉保健課 福祉係・介護保険係)
- 日常生活自立支援事業 (芝山町社会福祉協議会)

4 多様な雇用と就労の促進

障がいのある人が自立した生活を実現するため、働く場の確保が重要です。個人の能力や適性に応じた就労ができるよう、支援に関わる関係機関と連携した体制づくりを検討します。

(1) 適性に応じた就労と職場定着への支援

【現状及び課題】

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、安定した収入が得られる仕事に就く必要があります。就労支援事業所や相談機関等と連携しながら、一人ひとりの適性に応じた仕事の内容や勤務形態を見極める必要があります。また、このことが職場の定着にも大きく影響します。

関係団体等へのアンケート調査によると、障がい福祉分野の環境改善の評価として、「就労環境」は「あまり変わらない」との回答が多くなっており、更なる改善が求められます。

【施策の方向】

- 就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、障がい者の一般就労を促進します。一般就労が困難な方については、福祉的就労の拡大を図ります。
- 職場定着を促進するため、就労移行支援等の利用を経て企業等へ雇用された障がいのある方に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援を実施する就労定着支援の利用の拡大を図ります。

【事業等】

- 山武圏域自立支援協議会 就労部会 (福祉保健課 福祉係)
- 訓練等給付 (福祉保健課 福祉係)
- 知的障害者職親委託事業 (福祉保健課 福祉係)

(2) 障がい者雇用に関する企業等への理解の促進

【現状及び課題】

障がい者の就職や採用についての相談は、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が窓口となり、ジョブコーチやトライアル雇用などの支援が行われています。

アンケート調査では、障がいのある人が働きやすくするために必要なこととして、「職場の人が障がいについてよく理解する」が6割弱を占めており、他には「体調に合わせて休みがとれるように配慮する」、「障がいのある人が働きやすい施設、設備にする」が4割弱など、障がいへの理解促進や配慮、職場環境の改善が求められています。

【施策の方向】

- 山武圏域自立支援協議会就労部会を中心に、障がい者の雇用拡大について企業への啓発に努めます。
- 障害者優先調達推進法や本町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、積極的な業務の発注や授産品の購入に努めます。

【事業等】

- 山武圏域自立支援協議会 就労部会 (福祉保健課 福祉係)
- 訓練等給付 (福祉保健課 福祉係)
- 障害者優先調達の推進 (福祉保健課 福祉係)

5 啓発の充実

地域共生社会の実現のためには、町民が互いに理解・尊重し、支え合うことができる地域が求められています。障がいについての理解を深めることができるよう、啓発を行います。

(1) 地域共生社会の理解促進

【現状及び課題】

地域福祉活動の母体である社会福祉協議会の事業を通じ、福祉教育の推進、高齢者や障がい者とふれあう機会や場づくりなどを通して、ともに助け合う福祉意識の向上に努めています。また、地区社会福祉協議会では、民生委員・児童委員と連携した日常的な地域の助け合いや見守り活動を推進するほか、ボランティア学習や体験の場づくりなどを通してボランティアの育成・支援に努めています。

関係団体等へのアンケート調査によると、支援体制の強化を図るために、町役場を始めとして医療機関や相談支援事業所との連携が求められています。また、就労支援や地域貢献のために、ハローワークや民間企業、関係団体等との連携・交流が求められており、町と関係団体や関係機関等が連携して、包括的な支援体制を構築することが重要です。

【施策の方向】

○本町の地域特性や地域資源を活かし、包括的な支援体制の推進に取り組むとともに、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施も含めて検討し、地域共生社会の実現を目指します。

【事業等】

○地区社会福祉協議会活動の支援 (芝山町社会福祉協議会)

(2) 障がいへの正しい理解と差別の解消

【現状及び課題】

学校教育では、人権教育や地域福祉の担い手育成の一環として、特別支援学校との交流や共同学習、視覚障がい者のガイドヘルプなどの体験的な学びを通して障がいへの理解を深める取り組みを行っています。

平成28年に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、本町では「芝山町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しており、職員が不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供に取り組んでいます。

アンケート調査によると、障がいがあることで差別を感じることに、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると2割強となっており、差別や偏見を感じる場面としては、「外での人の視線」が5割強、「店などでの対応」が4割、「公共施設を利用する時」が3割などとなっており、様々な場面における差別や偏見の解消や理解促進に向けた施策が求められます。

【施策の方向】

- 様々な機会を通じて、幼少期から障がいへの正しい理解を進めます。
- 特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、発達段階に合わせた障がいへの理解を深める学習に系統的に取り組めます。

【事業等】

- 学校での福祉教育の充実 (教育課 学校教育係)
- 福祉体験教室の実施 (芝山町社会福祉協議会)

6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり

障がいのある人の社会参加を促進するために、生活環境や社会環境のバリアフリー化を進めることが必要です。また、大規模な災害への備えも重要です。

(1) 住居・交通・まちづくりに関するバリアフリーの推進

【現状及び課題】

住居については、日常で介護を必要とする身体障がいの方が、自宅を改造する場合に費用の一部を助成する制度を実施しています。また、グループホーム入居者への家賃助成や、グループホームを運営する法人に対して運営費補助を行うことで、障がい者の住まいの場の支援を行っています。

交通については、コミュニティバスである「ふれあいバス」とデマンド型乗合タクシーである「あいあいタクシー」を町で運営しています。ふれあいバスはノンステップバスとなっており、乗降用スロープを搭載しています。また、あいあいタクシーについては、ユニバーサルデザインの車両を採用し、高齢者等が乗り降りしやすい車両を導入しています。

まちづくりについては、福祉センターの和式トイレを多機能トイレに改修する工事を平成30年度に実施しましたが、町内の公共施設や公園の中にはトイレのバリアフリー化やスロープの設置などが十分とは言えない状況です。

アンケート調査によると、週に1回以上外出している割合が8割弱を占めており、外出時に困ることや心配なこととして、「移動する手段がない」と「道路や建物の段差で移動しにくい」が2割弱、「障がい者用のトイレが少ない」と「人との会話がむずかしい」、「費用がかかる」がいずれも1割半などとなっており、障がいの種類や状態に応じて、多様な支援が求められています。

【施策の方向】

- 障がいのある人が在宅生活を長く続けられるよう、引き続き住環境の整備を進めます。
- あいあいタクシーについて、電子予約の導入を図り、町外へのアクセスを拡充します。
- 近隣自治体とも広域的な連携を強化し、新しい交通資源の創出を目指します。
- 公共施設の改修の際には、誰もが安全かつ快適に利用することができるよう整備に努めます。

【事業等】

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ○住宅改修費助成 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○福祉車両貸出事業 | (芝山町社会福祉協議会) |
| ○ふれあいバス(町コミュニティバス)の運行 | (企画空港政策課 空港地域振興係) |
| ○あいあいタクシー(デマンド型乗合タクシー)の運行 | (企画空港政策課 空港地域振興係) |

(2) 情報に関するバリアフリーの推進

【現状及び課題】

情報を入手することが困難な方が、必要な時に必要な情報を得ることができるよう、補装具や日常生活用具の給付、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行っています。

また、町が発行する「広報しばやま」について、町内のボランティア団体により「声の広報」としてCDが作成され、貸出を行っています。

アンケート調査によると、福祉のサービス等に関する情報について、「伝わってこない」と「あまり伝わってこない」を合わせると、5割強を占めています。また、必要な情報として、「サービスの情報」が4割弱、「医療に関する情報」が3割弱、「相談できる場所の情報」が2割強などとなり、情報アクセシビリティの向上が求められます。

【施策の方向】

○社会情勢の変化に伴い、障がいのある人の情報入手の手段も大きく変化しており、それらの動向を注視しながら、既存の事業の充実を図り、情報取得のより広い選択肢を提供できるように努めます。

【事業等】

- | | |
|------------------|--------------|
| ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○手話奉仕員養成研修事業 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○日常生活用具及び補装具の給付 | (福祉保健課 福祉係) |
| ○声の広報 | (芝山町社会福祉協議会) |
| ○防災行政無線戸別受信機の貸出 | (総務課 自治振興係) |

(3) 災害時の支援体制の構築

【現状及び課題】

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応が困難な場合も想定されることから、「地域住民が協力し、みんなで助け合う」という《共助》の力が必要不可欠です。この《共助》の力の強化のため、町では自ら避難することが困難な方などの情報を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者（芝山町消防団、芝山町社会福祉協議会、芝山町民生委員児童委員協議会、自治会等の地域団体の代表者、自主防災組織など）へ名簿を提供し、平常時からの声かけや見守り活動等に活用を依頼しています。

また、令和元年の房総半島台風では、記録的な暴風により、本町では最大11日に及ぶ停電・断水が発生し、町民生活に大きな打撃を与えました。この経験から、福祉避難所となる福祉センターには令和4年度に非常用電源設備を設置し、令和5年度には入浴施設等の改修工事も実施しています。

アンケート調査によると、災害時の対策として充実を望むことは、「水や食料品の配布・提供」が6割強で最も多く、以下「事前の正確な情報提供」が5割半、「避難中の医療や治療への対応」が4割半、「障がい者でも気を遣うことがない避難環境」が4割強などとなっており、全体的に割合が高く、障がいの種類や状態によって、様々な対策が求められています。

【施策の方向】

- 災害時に備え、平常時から地区の防災訓練や見守り活動に避難行動要支援者名簿を活用するよう、周知活動を継続します。
- 山武圏域の3市3町で、圏域内の障がい福祉施設等と災害発生時における福祉避難所設置に関する協定を締結しており、引き続き災害時の要配慮者の受入れについて協力体制を整え、締結事業所や受入れ人数の増加に努めます。
- 要配慮者それぞれの実情に応じた個別避難計画の策定を推進します。
- 日常生活用具給付事業の対象品目として、在宅人工呼吸器用発電機等を追加します。

【事業等】

- 避難行動要支援者対策事業 (福祉保健課 福祉係・総務課 自治振興係)
- 福祉避難所の整備 (福祉保健課 福祉係)

V 第7次障がい福祉計画

1 第7次障がい福祉計画の基本指針

第7次障がい福祉計画は、次の5つの基本方針に基づいて推進します。

(1) サービス提供体制の充実

アンケート調査によると、障害福祉サービスの利用意向は障がい種別によって多岐にわたっており、自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮したサービスの基盤整備が求められます。

そのため、障がいのある方の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供体制の確保に努めます。また、障がいのある方の高齢化や重度化、難病等に対応できるよう、医療と福祉や、近隣市町との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所誘致を図ります。

(2) 就労に向けた支援の充実

アンケート調査によると、雇用に結びつくまでの支援や、就労後のフォローなど就労に向けて様々な支援が求められます。

障がいのある方の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や地域の企業と協力し、包括的に雇用の促進に努めます。

(3) 居住の場の確保に向けた支援の充実

アンケート調査によると、自宅等で家族と暮らすことを希望する方が多くみられました。施設や病院で暮らす障がい者が、地域社会に復帰し、地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障がいに応じた居住の場の確保に努めます。

(4) 障がい児への支援体制の充実

障がい児個人の特性や年齢、状況に合わせた適切な支援が行われるよう、障がい児の相談支援体制の構築をはじめ、サービス提供体制の充実を図ります。また、療育支援の場や学齢期の障がい児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障がい児（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある児童）への支援について、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

(5) 相談支援体制の充実

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。また、アンケート調査からも相談支援体制の充実への希望が多くみられました。

障がいのある方が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制の構築に努めます。また、町と相談支援専門員との連携を強化し、身近な相談支援体制の充実を図るとともに、山武圏域自立支援協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。

2 障害福祉サービスの利用状況と見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行うサービスです。

【サービスの内容】

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量と確保方策】

サービス見込量は、利用実績や利用者数の増加率等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築等、サービス基盤の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量

(数値はひと月あたり)

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	5人	5人	5人
	35時間	35時間	35時間
重度訪問介護	2人	2人	2人
	100時間	110時間	120時間
同行援護	1人	1人	1人
	9時間	9時間	9時間
行動援護	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
訪問系サービス 計	8人	8人	8人
	144時間	154時間	164時間

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中に施設に通うなどして、介護や自立・就労に係る訓練等を受けるサービスです。

【サービスの内容】

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事等の介護や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（18か月）】
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（24か月）】【長期入院・入所（36か月）】
就労選択支援【新規】	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（24か月）】
就労継続支援（A型）	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援（B型）	雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

【サービス見込量と確保方策】

サービス見込量は、利用実績や利用者数の増加率等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、近隣市町等と幅広い連携を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。また、就労支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

■日中活動系サービスの見込量

(数値はひと月あたり)

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	30人	31人	32人
	540人日	550人日	576人日
うち重度障がい者	19人	20人	21人
うち強度行動障がい者	4人	5人	6人
うち高次脳機能障がい者	0人	0人	0人
うち医療的ケアの必要者	0人	1人	1人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人
	1人日	1人日	1人日
就労選択支援【新規】		1人	1人
就労移行支援	2人	3人	4人
	28人日	42人日	56人日
就労継続支援（A型）	3人	4人	5人
	33人日	44人日	55人日
就労継続支援（B型）	10人	11人	12人
	180人日	198人日	216人日
就労定着支援	1人	1人	1人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所（福祉型）	3人	4人	5人
	10人日	15人日	20人日
うち重度障がい者	2人	2人	2人
うち強度行動障がい者	1人	1人	1人
うち高次脳機能障がい者	0人	0人	0人
うち医療的ケアの必要者	0人	0人	0人
短期入所（医療型）	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
日中活動系サービス 計	51人	56人	61人
	792人日	850人日	924人日

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援等を行うサービスです。

【サービスの内容】

サービス種別	実施内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用している方で一人暮らしへの移行を希望する方を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

【サービス見込量と確保方策】

本町における各年度のサービス見込量は、社会的入院を解消する国の方針に基づき、入所する障がい者の地域社会復帰を支援する必要があることから、次のとおりとします。

■居住系サービスの見込量

(数値はひと月あたり)

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助（グループホーム）	13人	14人	15人
うち重度障がい者	6人	6人	6人
うち強度行動障がい者	1人	2人	2人
うち高次脳機能障がい者	0人	0人	0人
うち医療的ケアの必要者	0人	1人	1人
施設入所支援	6人	6人	6人
居住系サービス 計	20人	21人	22人

(4) 相談支援

相談支援は、障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある方に対して、「サービス等利用計画」の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

【サービスの内容】

サービス種別	実施内容
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成すると共に、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する方を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

【サービス見込量と確保方策】

本町における各年度のサービス見込量は、障害福祉サービスの利用者を対象とし、地域移行支援と地域定着支援は、精神障がい者の地域移行者の見込数を含め、次のとおりとします。

■相談支援の見込量

(数値はひと月あたり)

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	15人	16人	17人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人
相談支援 計	17人	18人	19人

3 地域生活支援事業の利用量と確保方策

(1) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、地域の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく「芝山町地域生活支援事業」を実施します。

事業の実施内容・方針と共に、事業の見込量を次のとおり設定します。

【事業の内容・方針】

事業名	内容	町の方針
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。	実施に向け検討を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。	実施に向け検討を行います。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援を行う事業です。	相談、情報提供、助言のほか、サービスを必要とする方の状況把握と、権利擁護のための援助、関係機関の連携の支援を行います。地域自立支援協議会で関係機関の連携強化を図り、相談支援の質の向上に努めます。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがないなどの理由で法定後見の申立てができない知的障がい者又は精神障がい者等に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の助成や申立てを行う事業です。	支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実や支援を必要とする方に事業を知ってもらうための周知方法を検討します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	実施に向け検討を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障が生じる方に対して、手話通訳や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。	支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実やホームページ等を通じて、事業の周知に努めます。

事業名	内容	町の方針
日常生活用具給付等事業	ストマ装具や紙おむつなどの排泄管理支援用具をはじめ、電気式たん吸引器などの在宅療養等支援用具といった日常生活上の便宜を図る用具の給付又は貸与をする事業です。	支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実やホームページ等を通じて、事業の周知に努めます。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。	山武郡市3市3町共同で、引き続き研修を実施し、奉仕員の増加に努めます。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。	支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実やホームページ等を通じて、事業の周知に努めます。
地域活動支援センター事業	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。	実施予定なし
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がい者の居宅に訪問して、サービスを提供します。	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施します。
日中一時支援事業	家族の就労活動時間の確保及び一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施すると共に、ホームページ等を通じて周知に努めます。
知的障害者職親委託事業	事業経営者等のうち、知的障がい者の更生支援に熱意を持つ方を職親（生活訓練や技術習得訓練を行う親代わり）として登録します。知的障がい者を職親に委託し、通い、または、住み込みで訓練を行うことによって、自立更生を図ります。	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施します。
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	身体障がい者・知的障がい者の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。また、身体障がい者の社会復帰の促進を図るために、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施すると共に、ホームページ等を通じて周知に努めます。
更生訓練費事業	就労移行支援や自立訓練のサービスを利用している方に対して、訓練に必要な費用の給付を行います。	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施すると共に、ホームページ等を通じて周知に努めます。

【事業の見込量と確保方策】

地域生活支援事業の見込量は、利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

■地域生活支援事業の見込量

サービス種別		必須事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		◎	有	有	有
自発的活動支援事業		◎	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	◎	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	◎	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	◎	有	有	有
	住宅入居等支援事業	◎	実施に向けて検討		
成年後見制度利用支援事業		◎	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		◎	実施に向けて検討		
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	◎	2件	2件	2件
	手話通訳者設置事業	◎	無	無	無
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	◎	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	◎	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	◎	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	◎	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	◎	220件	256件	292件
	住宅改修	◎	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業（講座終了者数）		◎	1人	1人	1人
移動支援事業		◎	1人	2人	2人
			50時間	50時間	50時間
地域活動支援センター事業		◎	無	無	無
訪問入浴サービス事業			106件	106件	106件
日中一時支援事業			10人	12人	14人
			150回	170回	190回
知的障害者職親委託事業			1人	1人	1人
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業			1件	1件	1件
更生訓練費事業			2人	2人	2人

4 発達障がい等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要です。
発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなど、発達障がい者等の家族に対する支援を実施します。

【事業の内容】

名称	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるトレーニングやプログラムのこと。 ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶもの。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験があり、相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、発達障がいの子どもの持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供します。
ピアサポートの活動	同じ悩みを持つ発達障がい者同士やその保護者などが、悩みや情報の共有等を行う活動です。

【事業の見込量と確保方策】

発達障がい者等に対する支援の見込量は、次のとおり設定します。

■発達障がい等に対する支援の見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	5人	5人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	5人	5人	5人
ピアサポート活動への参加人数	50人	50人	50人

※見込量は、山武郡市の3市3町での合計値とします。

5 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本方針】

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【見込量と確保方策】

国の基本指針を踏まえて、令和8年度の目標値の達成を目指しますが、現状での人数が少ないため、成果目標は下表のとおりとします。

区分	令和8年度末の目標値	目標設定の考え方
福祉施設の入所者数	6人	令和4年度末の入所者数7人に対して、1人(14.2%)削減することを目標とします。
地域生活移行者数	1人	令和4年度末の入所者数7人に対して、1人(14.2%)削減することを目標とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数および早期退院率に関する目標値を設定します。

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村および都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要とされています。

【国の基本方針】

平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

【見込量と確保方策】

国の基本指針を踏まえて、令和8年度の目標値の達成を目指しますが、現状での人数が少ないため、成果目標は下表のとおりとします。

また、「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を定期開催するとともに、地域移行支援などのサービス提供基盤を確保し、精神障がい者の地域移行や地域定着を支援します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	4人	4人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回	7回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	81人	81人	81人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	7回	7回	7回

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数、強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備について目標値を設定します。

【国の基本方針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。

強度行動障がい有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【見込量と確保方策】

国の基本指針を踏まえ、障がい者を住み慣れた地域全体で支援するため、地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」により、山武圏域で地域生活支援拠点を令和6年度に1か所設置します。また、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施は、山武圏域自立支援協議会において年1回以上の実施を目指します。

区分	計画値
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所
地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置等による体制の構築	実施
地域生活支援拠点等における機能の検証および検討の実施回数	年1回以上
市町村又は圏域における強度行動障がい有する者の状況や支援ニーズの把握	実施
市町村又は圏域における強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【国の基本方針】

就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上をめざすこととする。

就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【見込量と確保方策】

国の基本指針を踏まえて、令和8年度の目標値の達成を目指しますが、現状での人数が少ないため、成果目標は下表のとおりとします。また、就労定着率7割以上の事業所の令和8年度の目標値は2割5分以上とします。

区分	令和3年度（実績）	令和8年度（計画）
一般就労移行者数	0人	1人
就労移行支援事業の利用者数	0人	1人
就労継続支援（A型）の利用者数	0人	0人
就労移行支援（B型）の利用者数	0人	0人
就労移行支援事業所の就労移行率	－	全事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人
就労定着支援事業所の就労定着率	－	全事業所の2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

【国の基本方針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【見込量と確保方策】

令和4年度から山武圏域3市3町で基幹相談支援センターを共同設置し、山武圏域における中核的な相談支援機関として、支援困難な障がい者等への相談等、総合的・専門的な支援を実施しています。また、役場福祉保健課窓口に加え、基幹相談支援センターでも各種相談を受け付け、障がいのある方やその家族が気軽に相談できる体制の充実を図っています。

多様化する相談内容に対応するため、山武圏域自立支援協議会を構成する3市3町及び各相談機関が連携を強化し、引き続き医療機関、労働関係機関、教育機関、障がい福祉サービス事業所等を含めたネットワーク体制の強化を図ります。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	あり	あり	あり
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	9件	9件	9件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	9回	9回	9回
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制の確保	あり	あり	あり

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、令和8年度末までの障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

【国の基本方針】

県および市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【見込量と確保方策】

近年の障害福祉サービス等は、多様化すると共に多くの事業者が参入しており、利用者が本当に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための体制構築に努める必要があります。

町では、障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する各種研修やセミナーに参加し、理解を深めるほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、適正な事業所運営の指導に努めます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等による各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施あり	実施あり	実施あり

VI 第3次障がい児福祉計画

1 第3次障がい児福祉計画の基本指針

第3次障がい児福祉計画は、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

(1) 身近な場所で提供する体制整備

こども基本法において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」と規定されています。また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(2) 地域支援体制の構築

障がい種別や年齢別のニーズに応じて、障害児通所支援等のサービスを身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の充実に努めます。

障がい児に身近な場所で支援を提供する児童発達支援センターについて、圏域による設置の検討を進めます。

障害児通所支援及び障害児入所支援施設は、障がい児支援の両輪として、相互に連携しながら推進する必要があるため、県と連携を図りながら体制整備を進めていきます。また、障害児通所支援及び障害児入所支援施設は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上や支援内容の適正化、安全の確保に係る指導・支援に努めます。

(3) 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育・教育・就労支援等の分野から包括的な支援体制の構築を図ります。

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等による緊密な連携体制の構築を促します。

(4) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じてともに過ごし、子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていくことが大切です。

障害児通所支援事業・保育所等訪問支援などを活用し、保育所や放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、必要な方に必要なサービスが行きわたるように努めます。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、山武圏域自立支援協議会・障害児部会において関係機関と協議することで支援体制の充実に努めます。また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、必要に応じ保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して適切な支援ができるよう、関係機関等と連携を図るとともに、支援ニーズや課題等を把握し、支援方策を検討します。

虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(6) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ等の重要な役割を担っています。

このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

2 障がい児支援サービスの利用状況と見込量

(1) 障がい児支援サービス

障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障がい児が指定事業所に通い、必要な療育等のサービスを受けることができる支援等で、次のサービス種別があります。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

【サービスの内容】

サービス種別	実施内容
障害児相談支援	障がいをもつ児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいをもつ児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいをもつ児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うと共に治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいをもつ児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいをもつ児童、又は今後利用する予定の障がいをもつ児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づき、支援に関わる関係機関との連携を図る役割を果たします。健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムの構築に努めます。

【サービス見込量と確保方策】

サービス見込量は、利用実績や利用者数の増加率等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

障害児通所支援等は、障がい児が身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障がい児一人一人のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。そのため、サービス見込量の確保にあたっては、関係機関と連携し、確保に努めていきます。

■障がい児支援サービスの見込量

(数値はひと月あたり)

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	3人	4人	5人
児童発達支援	8人	9人	10人
	40人日	45人日	50人日
放課後等デイサービス	8人	8人	8人
	120人日	120人日	120人日
保育所等訪問支援	1人	1人	1人
	1人日	1人日	1人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	10人	12人	14人

3 成果目標

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和8年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための体制整備

【国の基本方針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【見込量と確保方策】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度末までに、山武圏域において児童発達支援センター1か所の設置を目指します。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、山武圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築し、1か所の確保を目指します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	0か所	0か所	1か所
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	無	無	有

(2) 主に重症心身障がい児を支援するための体制整備

【国の基本方針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【見込量と確保方策】

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、山武圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保するよう、体制整備に努めます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	1か所	1か所

(3) 医療的ケア児支援のための体制整備

【国の基本方針】

令和8年度末までに、県および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【見込量と確保方策】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は、自立支援協議会・障害児部会にその機能をもたせるかたちですでに設置しています。医療的ケア児等に関する体制の整備にあたっては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を継続します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	有

Ⅶ 第1次成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

(1) 成年後見制度利用促進の背景

成年後見制度は、ノーマライゼーション¹や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入されました。

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する基本計画を定めるよう努めるとともに、中核機関の設立等に係る支援やその他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

また、国では、更なる高齢化により多様化及び増大する権利擁護支援のニーズに対応するため、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。第二期計画では、意思決定支援の更なる浸透や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの具体化などが盛り込まれ、更に「地域共生社会を実現するために、権利擁護支援を推進していくこと」が求められており、成年後見制度が果たす役割はより大きなものとなっています。

■地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画

¹ ノーマライゼーションは、障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。この理念は、1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展しましたが、障害者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」で、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本町では、この計画に基づいて成年後見制度の利用促進を行い、障がい者の権利擁護や意思決定支援等を推進します。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、社会状況の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間（再掲）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4次障がい者計画 (平成30年度～令和5年度)			第5次障がい者計画 (令和6年度～令和11年度)					
	第6次障がい福祉計画・ 第2次障がい児福祉計画			第7次障がい福祉計画・ 第3次障がい児福祉計画			第8次障がい福祉計画・ 第4次障がい児福祉計画		
				第1次成年後見制度利用 促進基本計画			第2次成年後見制度利用 促進基本計画		

(4) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人について、配偶者や親族等からの申し立てに基づき、家庭裁判所が、本人の権利を守る「成年後見人」等を選ぶことにより、本人を法的に擁護する民法上の制度です。

成年後見人等は、福祉サービスの利用契約を締結して本人の日常生活を支援したり、預貯金や不動産等の財産管理を行います。

この制度は、将来の不安に備えるための「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない方のための「法定後見制度」の2種類に分けられます。

■成年後見制度の種類

制度	概要
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ代理行為を行う人（任意後見人）を決めておく制度です。公証役場で作成する公正証書で任意後見契約を結びます。本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が任意後見監督人を選任して、任意後見人の業務が始まります。
法定後見制度	すでに判断能力が十分でない方のための制度です。親族などが家庭裁判所に申し立てることによって、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選びます。ご本人の判断能力に応じて「後見・保佐・補助」の3つの種別があり、それぞれの業務を行う人を「成年後見人・保佐人・補助人」と呼びます。

■法定後見制度の類型

類型	対象となる人
後見	判断能力がほとんどない人で、日常の買い物も自分ではできない程度の人
保佐	判断能力が著しく不十分な人のうち、日常の買い物等は一人でできるが、不動産売買など重要な取引行為は難しい人
補助	判断能力が不十分な人のうち、重要な取引行為はできるが、一人で行うには不安のある人

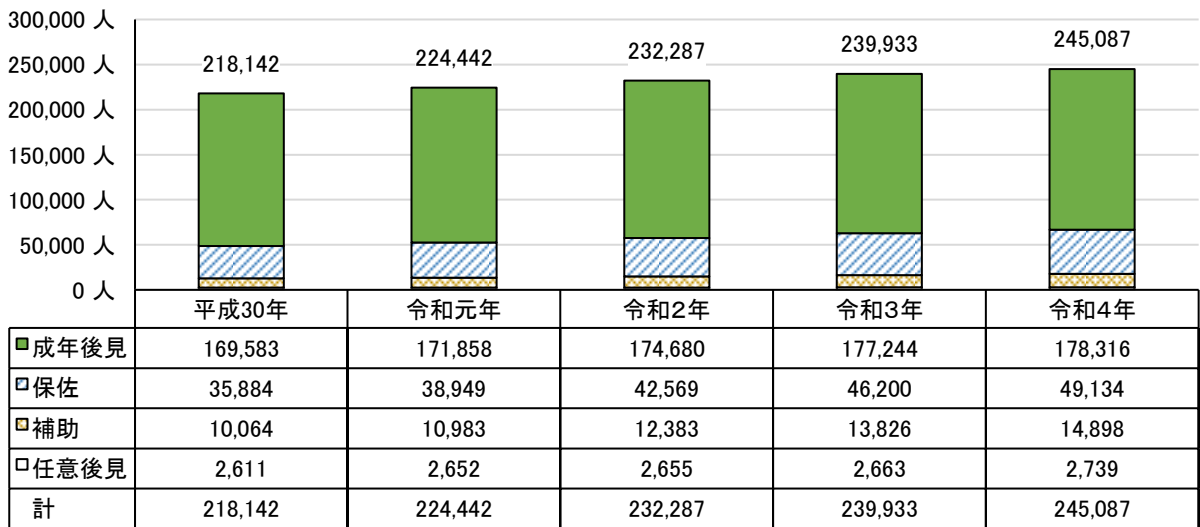
2 成年後見制度の現状及び課題

(1) 全国的な状況

成年後見制度の利用者数の推移をみると、各事件推計における利用者数はいずれも増加しています。

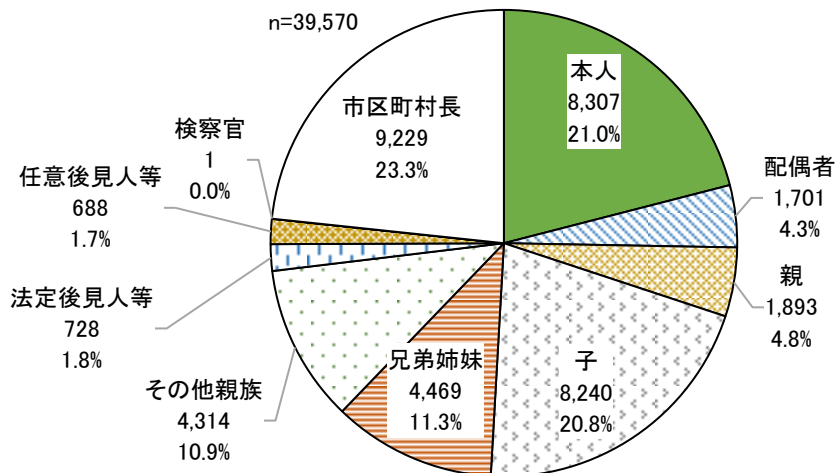
申立人と本人との関係別件数をみると、申立人は、「市区町村長」が9,229件（23.3%）で最も多く、以下「本人」が8,307件（21.0%）、「子」が8,240件（20.8%）、「兄弟姉妹」が4,469件（11.3%）などとなっています。

■成年後見制度の利用者数の推移



資料：厚生労働省（各年12月末日現在）

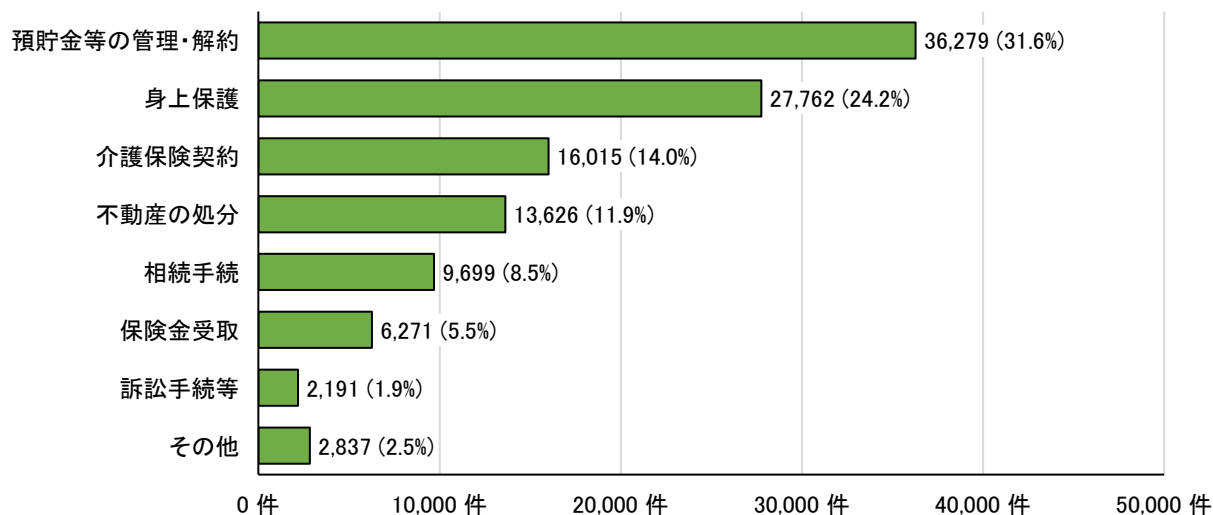
■申立人と本人との関係別件数



資料：厚生労働省（令和4年）

申立ての動機別件数をみると、主な申立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が36,279件（31.6%）で最も多く、次いで「身上保護」が27,262件（24.2%）となっています。

■申立ての動機別件数



資料：厚生労働省（令和4年）

(2) 千葉県及び芝山町の現状

成年後見制度の利用状況をみると、千葉県全体、芝山町ともに、後見類型に比べ保佐・補助類型の割合がかなり低い状況です。

成年後見制度利用支援事業の利用者数をみると、障がい者に関する町長申立ての審判請求件数、報酬助成件数ともにほぼ横ばいとなっています。

■成年後見制度の利用状況

単位：人

区分	後見	保佐	補助	任意後見
千葉県	8,299	2,459	648	112
芝山町	10	1	1	0

資料：千葉家庭裁判所

注1) 令和5年8月1日現在、後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について千葉家庭裁判所が調査した統計に基づく概数

注2) 本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としており、本人の住民票上の住所と一致しない。

■成年後見制度利用支援事業の利用者数の推移

単位：件

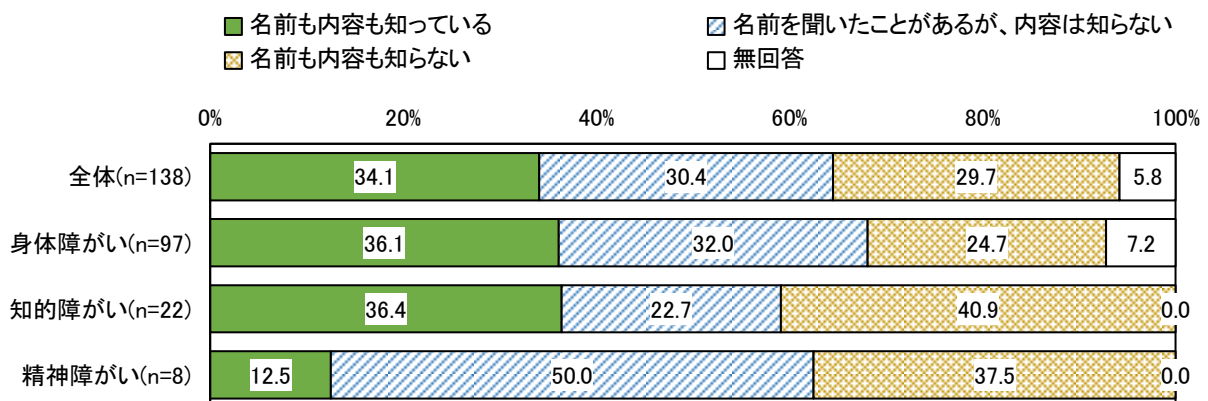
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
障がい者に関する町長申立ての審判請求件数	1	0	0	1	1
障がい者に関する報酬助成件数	1	1	1	0	0

資料：福祉保健課

(3) アンケート調査から見る成年後見制度の現状及び課題

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」との回答は、全体で34.1%となっています。「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせると全体及び障がい別において過半数を占めており、制度の周知が必要です。

■問 成年後見制度についてご存じですか。(1つに○)



3 成年後見制度利用促進のための取組

(1) 基本目標

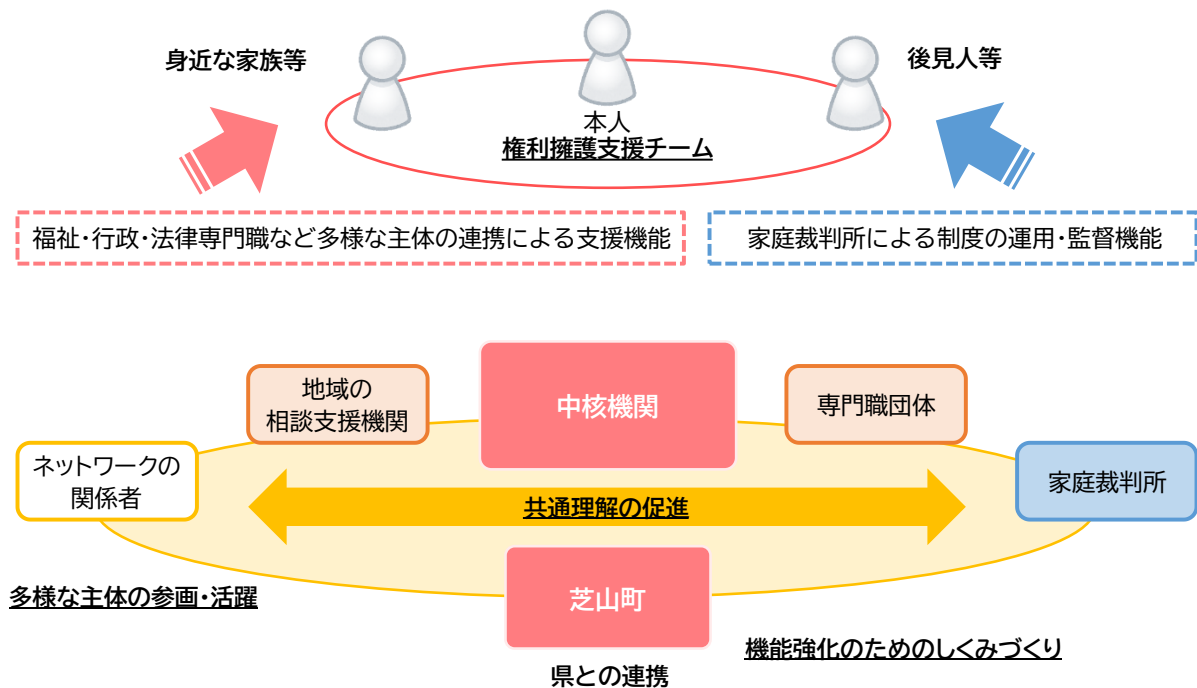
権利擁護にかかる相談窓口を明確化し、町民や支援関係者などが安心して相談できる体制を整備します。その要となる中核機関を設置するとともに、協議会を設置して関係団体間のネットワークの構築と連携強化を進め、チームによる本人支援体制を整備します。

(2) 具体的な取組

(ア) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

町民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このため、権利擁護支援チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」とする。）、そのほかの成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。

■権利擁護支援のネットワークイメージ



①中核機関の設置

中核機関を令和6年度末までに設置し、運営します。

中核機関は、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有し、これらの機能を果たすために、地域連携ネットワーク内での司令塔としての役割、協議会を運営する事務局としての役割、権利擁護支援チーム支援の進行管理を行う役割を担います。また、4つの機能のうち、「後見人支援」の機能が効果的に働いた際の副次的効果として、「不正防止効果」が期待できます。

■中核機関の役割

役割	内容
地域連携ネットワーク内の司令塔	制度全体の構想設計や、その実現に向けた進捗管理やコーディネートを行う。
権利擁護支援チームの進行管理	地域において、「3つの検討・専門的判断」を担保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の方針についての検討、専門的判断 ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、専門的判断 ・モニタリング、バックアップの検討、専門的判断
協議会を運営するための事務局	

■中核機関の機能

機能	内容
広報	パンフレットの作成・配布や地域の研修などによって、成年後見制度の周知・広報を行う。
相談	成年後見制度に関する相談窓口を設け、相談者のニーズに合った支援につなげる。
成年後見制度利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者調整（マッチング）等の支援 ・担い手の育成・活動の促進 （市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援） ・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援	後見人等の相談に応じるなどの支援を行い、必要なケースでは後見人等や福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守ることで、本人の状況の変化に適切に対応する。→不正防止効果

②協議会の開催

適切な支援体制の整備、困難なケースにも適切に対応できる体制整備、多職種間での更なる連携強化を目的として、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体として、協議会を設置し開催します。

(イ) 成年後見制度利用支援事業の実施

町長申立てによる後見等開始の審判請求手続きや成年後見人等への報酬助成を引き続き実施し、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

■成果目標

単位：件

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者に関する町長申立ての審判請求件数	1	1	1
障がい者に関する報酬助成件数	1	1	1

VIII 計画推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり関係各部署と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。また、障がい者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「審議会その他の合議制の機関」（障害者基本法第36条第4項に規定）を設置し、計画の全体的な実施状況の点検・評価と進行管理を行います。

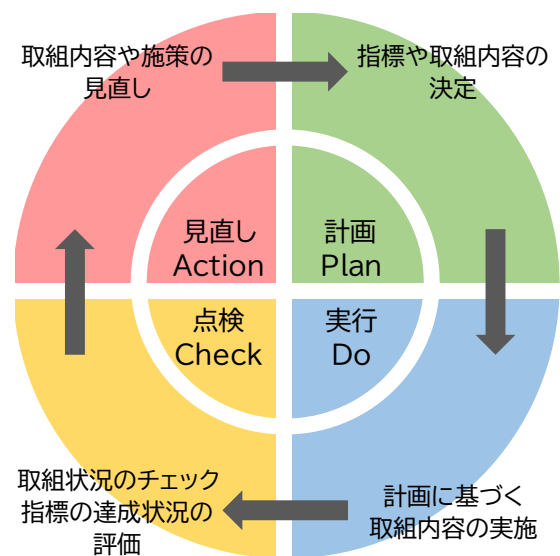
障がい者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、山武郡市の3市3町の関係各課担当者などで構成される「山武圏域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図ります。

2 計画の進行管理と評価

計画の進行管理においては、国の基本指針に基づき、PDCAサイクルを導入するにあたり、目標値（成果目標）と障害福祉サービスの見込量等（活動指標）を設定しています。

成果目標については、実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとします。

本町は、これらの基本的な考え方にに基づき、計画の進捗状況を「審議会その他の合議制の機関」（障害者基本法第36条第4項に規定）を設置の上検討する等、計画の点検及び評価を行います。



3 町民・障がい者・家族等による参画の推進

計画の目標を達成するためには、町民や障がい者本人・家族、事業者、ボランティア・NPO、関係機関、町による相互の支えあい、助けあいの協働の取組が欠かせません。

障害者基本法の理念である、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」ために、これらの方々の参画・協働の取組を進め、地域全体でより効果的な施策展開を図ります。

4 人材の確保・育成

障がい者福祉を積極的に推進するには、多様化する福祉ニーズに的確に対応した福祉サービスの提供体制の整備が必要であり、専門的知識又は技能を有する人材の養成と確保は不可欠となります。また、関係団体等へのアンケートによると、人材の確保や研修の機会、近隣市町の事業所等との連携が重要視されています。

このため、各事業所において福祉サービスに的確に対応できるよう、県や市町村、関係機関等との連携を通じて、保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成・確保のための支援に努めます。また、サービス提供技術の向上を図るため、研修等により資質の向上に努めます。

さらに、分野・組織を超えた合同研修会等の開催などを通じて、障がい者を取り巻く関係者と連携の強化を図ります。

5 行政職員の資質向上

複雑化・多様化している課題やニーズに対し、柔軟・迅速に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修会の実施、行政職員の障がい者への理解と福祉意識の向上に努めます。

6 財源の確保

計画を着実に実施し、障がい者の福祉施策を推進するため、限られた財源を積極的に有効活用すると共に、他市町村とのバランスを考慮しながら事業に取り組みます。

また、効果的・効率的なサービス提供に努めると共に、必要な財源を確保するため、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請します。あわせて、適正な利用者負担を検討し事業を推進します。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和5年7月～8月	各種手帳所持者及び福祉サービス利用者へのアンケート調査
令和5年10月3日（火）	第1回 芝山町障がい者計画等策定委員会 <<議題>> (1) 芝山町第5次障がい者計画・第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画・第1次成年後見制度利用促進基本計画の策定について (2) 芝山町内の障害者福祉の現状及びアンケート調査中間報告書について
令和5年10月～11月	関係団体等へのアンケート調査
令和5年12月25日（月）	第2回 芝山町障がい者計画等策定委員会 <<議題>> (1) 芝山町障がい者計画等（素案）について (2) 今後のスケジュールについて
令和6年1月15日（月） ～2月14日（水）	パブリックコメント実施
令和6年2月21日（水）	第3回 芝山町障がい者計画等策定委員会 <<議題>> (1) パブリックコメントの実施結果等について (2) 概要版について

2 芝山町障がい者計画等策定委員会設置条例

平成29年9月19日

条例第14号

改正 令和2年9月29日条例第18号

改正 令和5年9月25日条例第26号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画(以下「障がい者計画等」という。)を策定し、又は変更するため、芝山町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 芝山町の障がい者計画等の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、芝山町の障がい者計画等の策定又は変更に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から芝山町の障がい者計画等の策定の日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面会議)

第6条の2 前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。
- (2) 委員長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 前2項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適応については、同条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芝山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和2年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 芝山町障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

	区分	所属	役職名	氏名
1	学識経験者	特定非営利活動法人リンク	理事長	吉井 稔
2	福祉関係者	芝山町社会福祉協議会	会長	木川 優陽
3		芝山町民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 康夫
4		芝山町身体障害者福祉会	会長	常岡 文夫
5		芝山町手をつなぐ親の会	会長	松本 小夜子
6		社会福祉法人ワーナーホーム 山武郡市障がい者 基幹相談支援センター	管理者	山岡 功平
7		社会福祉法人ワーナーホーム 障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ	センター長	押尾 溪介
8		特定非営利活動法人大空福祉会 生活介護キャンパス	施設長	高橋 寿幸
9		保健医療関係者	医療法人社団徳風会 高根病院	理事長
10	行政機関関係者	芝山町	福祉保健課長	行方 健二

4 主な相談機関の一覧

■主な相談機関の一覧

主な分野	名称	所在地	連絡先
障がい者 福祉全般	役場福祉保健課 福祉係	芝山町小池992	TEL 0479-77-3914 FAX 0479-77-0871
障がい者 福祉全般	山武郡市障がい者基幹相談支援 センター「さんサポ」	東金市南上宿41-8	TEL 0475-86-6474 FAX 0475-86-6475
地域福祉 困りごと	芝山町社会福祉協議会	芝山町飯櫃126-1 福祉センター「やすらぎの里」内	TEL 0479-78-0850 FAX 0479-78-0878
地域福祉 困りごと	中核地域生活支援センター さんネット	山武市津辺252-1	TEL 0475-77-7531 FAX 0475-77-7538
身体障がい 知的障がい	千葉県障害者相談センター	千葉市緑区誉田町1-45-2 (千葉 リハビリテーションセンター内)	TEL 043-291-6872 FAX 043-291-8488
視覚障がい	視覚障害者総合支援センター ちば	四街道市四街道1-9-3	TEL 043-424-2501 FAX 043-424-2486
聴覚障がい	千葉聴覚障害者センター	千葉市中央区神明204-12	TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562
精神障がい	千葉県こころセンター	千葉市美浜区豊砂6-1	TEL 043-307-8439 FAX 043-307-5981
発達障がい	千葉県発達障害者支援センター CAS (キャス)	千葉市中央区亥鼻2-9-3	TEL 043-227-8557 FAX 043-227-8559
児童	東上総児童相談所	茂原市高師3007-6	TEL 0475-27-1733 FAX 0475-27-1735
難病	成田赤十字病院 (山武・印旛地区)	成田市飯田町90-1	TEL 043-227-8557 (内線2150)
障がい者の 就業	障害者就業・生活支援センター 山武プリオ	大網白里市細草3215-19	TEL 0475-71-3111 FAX 0475-71-3123
障がい者の 就業	千葉障害者職業センター	千葉市美浜区幸町1-1-3	TEL 043-204-2080 FAX 043-204-2083
就業	ハローワーク成田	成田市加良部3-4-2	TEL 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532
保健所	千葉県山武健康福祉センター	東金市東金907-1	TEL 0475-54-0611 FAX 0475-52-0274
保健全般	役場福祉保健課 保健センター	芝山町小池980	TEL 0479-77-1891 FAX 0479-77-1970
年金全般	役場町民税務課 国保年金係	芝山町小池992	TEL 0479-77-3913 FAX 0479-77-0871
税金全般	役場町民税務課 課税係	芝山町小池992	TEL 0479-77-3915 FAX 0479-77-0871

芝山町第5次障がい者計画・
第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画・
第1次成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月

発行：芝山町
編集：芝山町 福祉保健課

〒289-1692
千葉県山武郡芝山町小池 992
TEL：0479（77）3914 FAX：0479（77）0871
ホームページ <https://www.town.shibayama.lg.jp/>